

日 時：平成26年4月21日（月）

1 開 会

○事務局

委員長が選出されるまでの間、進行を担当いたします、県民文化部次世代サポート課の竹内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、委員の委嘱についてご報告を申し上げます。任期は本日より平成27年3月31日までとなっております。本来であれば、皆様それぞれに委嘱状をお渡しするところですが、時間の都合上、お手元にお配りさせていただきましたので、ご確認をお願いいたします。

それでは、まず開会に当たりまして、県民文化部こども・若者担当部長、山本より一言ごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○山本こども・若者担当部長

皆様、ご苦労さまでございます。県民文化部こども・若者担当部長の山本でございます。本日は皆様、大変お忙しいところを、またご遠方からもご参加いただきましたことに心より感謝申し上げる次第でございます。

県民文化部はこの4月に新設された部でございますが、県民だれもが快適でゆとりある暮らしを営み、自然や伝統に裏打ちされた心豊かな暮らしを送ることができる信州を実現するため、県民生活に関連する施策を一体的に推進すること、とりわけ子育て応援先進県の実現のため、少子化対策、こども・若者支援などに一貫して対応できる体制整備とともに、福祉部門や教育部門との連携を図ることが肝要という行政機構審議会の答申を受けまして新設された部でございます。少子化対策や、こども・若者支援など、今後とも皆様のご協力を得ることが多いかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、この信州型自然保育検討普及事業の狙いですが、信州の豊かな自然環境を、長野県の保育や幼児教育全体の充実や質の向上に最大限活用できる環境整備を進めることとございます。その一つのモデルとしまして、既に県内各地で実践されている自然保育団体の活動を県が客観的に評価し、その社会的認知や信頼性を高める仕組みとしての認定制度と、体験型自然保育プログラムの普遍化を策定することを通じまして、長野県が認める自然保育や幼児教育を県内外に積極的に発信していくこととございます。

「森のようちえん」などの自然保育団体につきましては、年々全国的な関心が高まりつつあるところですが、その実態はあまり知られておらず、団体関係者や保護者、市町村などからも客観的な基準づくりが求められてきたという経過がございます。現行制度ではそのほとんどが認可外保育施設とされておりまして、また27年度からのこども・子育て支援新制度においても新たな支援の枠組みから漏れてしまっている自然保育団体などに対し、長野県が全国で初めての独自の認定を出すことによりまして、実践の質がより向上し、結果として市町村や地域社会、民間企業などからの理解や支援が広がることを期待しております。

事業のもう一つの柱である、体験型自然保育プログラムの普遍化では、既存の保育園や幼稚園でも活用できるプログラムを構築することによりまして、より多くの子どもたちが信州の自然環境の中で

健やかに成長する環境づくりが広がることを願っております。

当委員会には、保育士や幼稚園教諭養成課程を持つ県内の大学の先生方にもご参加いただいておりますが、既存の保育園や幼稚園関係者の方々からご意見をいただく機会もできる限り設けまして、従来の保育や幼児教育との連携も保ちつつ、長野県の全ての子どもたちの幼児期における育ちが豊かになるよう取り組みたいと考えております。

この事業は行政としては前例のないものでありまして、今後の議論の中でもさまざまな課題の検討が必要になるかと思いますが、委員の皆様のご指導、ご協力を賜りつつ、この事業が他の都道府県、さらには国の制度のモデルとなるような成果を上げることができるよう、県としてもしっかりと取り組んでいきたいと考えておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

3 委員および事務局自己紹介

○事務局

ありがとうございました。

それでは続きまして、本日は初めての委員会でございますので、まずは長野県、こちらの事務局より自己紹介をそれぞれさせていただきまして、その後、引き続き委員各位より、本委員会の検討内容に関する委員の皆様の問題意識とか思いなども含めながら、一言、自己紹介のごあいさつをお願いできればと思っております。

お手元でございます本日の資料の次第の次に出席者名簿があるかと思っておりますので、その順番に従いまして、まず長野県側から自己紹介をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○轟私学・高等教育課長

私学・高等教育課長の轟寛逸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○福田企画幹

こども・家庭課の福田でございます。今日は課長が所用で失礼しております。私、代理でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○早川課長補佐

こども・家庭課の保育係長をしております、早川と申します。よろしくお願い致します。

○西村こども・家庭課 担当課長

同じくこども・家庭課の西村と申します。よろしくお願いいたします。

○田中私学・高等教育課 主任

私学・高等教育課の田中と申します。よろしくお願い致します。

○竹内次世代サポート課 企画幹

次世代サポート課長の犬月、ちょっと遅れておりますので、来次第、またごあいさつをさせていただきます。私は企画幹をしております竹内と申します。

○田中次世代サポート課 主事

同じく次世代サポート課の田中と申します。よろしくお願いいたします。

○司会

それでは次に、委員の皆様からごあいさついただきたいと思いますが、本日、荒井委員ですが、体調を崩されまして、急遽ご欠席ということでご連絡をいただきました。

それでは、飯沼委員さんからお願いいたします。

○飯沼委員

どうも、皆さんこんにちは。私、安曇野市役所福祉部長の飯沼利雄と申します。よろしくお願ひいたします。

自然保育、非常に聞きなれない名前ということで、私がここの席にいることが果たしていいのかどうか、非常に迷ったのですけれども、一応、行政として、その事業を展開する、また考えを申し述べる、そういった機会になればということで参加をさせていただきました。

昨日もテレビで「夢のみずうみ村」ですか、山口県にある介護施設でございまして、ここでバリアフリーならぬ、バリアアリーというのが番組の中で載っておりました。何も主張がない、何も問題がないところが本当に、問題があるからこそ自立できるのではない、体が整えられるのではない、そういった番組だったわけですけれども。そういった視点も持ちながら委員会に参加させていただきたいと、このように思っております。よろしくお願ひいたします。

○上原委員

皆さん、こんにちは。上原貴夫と申します。長野県短大におります。

思い返せばになるのですけれども、40年ほど前に幼稚園免許をとりまして、そのころは、男でその免許というのはとてもめずらしかったようで、新聞の方々に取材をいただきました。こういう方、全国で8人おると、それくらいニュースになるくらいの時代に免許をとりました。それで、その気持ちはずっと続けておりますから、幼稚園がないのでちょっともったいない、今、保育士に挑戦しています。養成協議会の科目がもう少しで充足しますので、最後までやり遂げようかなと思っています。

それもですけれども、夏、学生たちと一緒に不登校とか障害の子どもたちとのキャンプを19年間、続けてきております。よろしくお願ひいたします。

○内藤委員

こんにちは。松本短期大学の内藤美智子と申します。よろしくお願ひいたします。

私自身は、保育とか幼児教育というのにかかわったのはまだ15年ぐらいなのですけれども、今の現職につきまして、初めて授業の中で保育というものに触れまして、私自身の専門性は心理学なものですから、心理学から保育に入って行って、今はこの心理学と保育をくっつけると申しますか、保育臨床的なことを今、少しずつ勉強しています。

授業の中では学生たちに、こういう自然を生かした保育というのを授業の中ではやっているのですけれども、私自身は、自分が子育てをするときに、もう何十年も前の話ですけれども、自然というよりは、自然にする子育てというか、子どもが主体的に自発的に興味を持って、そのあたりに非常に興味を持ったものですから、今回も「森の」という名前がついたあたりで、あまり自然とか自然環境にこだわらないような、本当に子どもの知的好奇心を生かすような、そういう保育にちょっと考えてみたいと思って参加させていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○本城委員

本城慎之介と申します。よろしくお願ひいたします。

長野県の軽井沢のほうで「森のようちえん ぴっぴ」という、今回のテーマになります自然保育、

野外保育、森のようちえんを実践していますとともに、僕自身が5人の、小学校6年生の子が一番上ですけれども、5人の子どもを育てている保護者の立場です。一番下の子どもがこの春にぴっぴに入り、親子ともどもこの自然保育にかかわっているというふうな立場で、今回、委員として参加させていただきます。

もともとは会社経営ですとか、東京にあります私立の学校法人の理事を務めていましたので、どちらかというと公立の中学校の現場や学校経営ですとか運営のほうに携わっていたことのほうが多かったのですが、6年前からこの森のようちえんに出会いまして、いわゆる現場で保育士として日々活動をしています。

その中で、小さいころに、私の父が言っていた言葉が、特に最近思い出すのですけれども、木じゃだめなのだと、林でもだめだと、やっぱり森じゃなきゃだめなのだとことを繰り返して言ってくれたことをよく思い出します。一人でもだめだし、似たような人が集まってもだめだし、多様な森のように、いろいろな人がかかわり合いながら深く関係をつくっていく、そのことが大事なのだということを父は言ってくれていたと思うのですけれども。この森のようちえん、自然保育という中で6年間かかわる中で、その言葉の意味するものがやっとわかってきたなというところですよ。

国としては、ある一定方向の教育施策ですとか、子育ての施策を長い視点でやっていくことが非常に大事だと思いますけれども、県ですとか市町村の単位でそれを補うような形、もしくはそれを深めるような形で多様な森のようないろいろな施策ですとか、実践を積み重ねていくことが大事なのかなというふうに思っています。

長野県というこの豊かな自然の中で、森のようちえんをはじめとするいろいろな幼児教育や保育のあり方がもっともっと普及すればいいなと思っていますので、そのために何か力を出し切っていきたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

○木戸委員

はじめまして、こんにちは。木戸啓絵と申します。現在、青山学院大学の大学院、教育人間科学研究科というところに在籍しております。

私は、ドイツと日本の森のようちえんを研究テーマにしまして、幼児期の子どもが小学校へ入学していく接続のプロセスを保護者の方、保育者の方、それから小学校の先生にインタビューをしながら、フィールド調査という形で研究を今、進めております。今回、こういった形で森のようちえんの保育というものを改めて皆さんと一緒に考えて、一つの認定制度ということで形にしていくということで、すごく光栄に思っております。

皆さん、いろいろなお立場からご意見を伺わせていただければというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○小林委員

小林成親といいます。「NPO法人山の遊び舎 はらぺこ」の保育士をやっています。遅くなりましてすみませんでした。

私は、はらぺこのほうは10年、今年でたちますけれども、母親たちと一緒に立ち上げて、毎日保育をしています。さっきまで保育をしていました。はらぺこは伊那市にありますけれども、伊那市で母親たちが、こんな保育園があったらいいなということで集まりまして、そこに仲間に入れていただきまして、一緒につくりました。こんな保育園があったらいいなというのは、自然の中で子どもたちがのびのびと過ごすことできる。そして、それを大人たちが見守ることができる。お互いストレスの少ない中で見守ることができるということが、その母親たちの願いというか、そんなところではらぺこが始まりました。

最初は13人の小さな集団で始まりましたが、今年は28人です。それで10年間やっていく中で、この

自然の中で子どもたちが過ごす、それから少人数の中で子どもたちが過ごすということは本当に豊かな時間をつくっている。それから、子どもたち自身にとって豊かな体験をつくっているということを実感しています。

長野県では野外保育とか森のようちえんとか、ご紹介あったかもしれませんが、数が非常に多い。毎日型をやっている保育の数が多いものですから、それぞれが独自でやっていますけれども、横のつながりというか、それぞれの職員も研修をしたり、保護者同士も横のつながりをつくったりということで、数年前に長野県野外保育園連盟ということをみんなで立ち上げました。その連盟の中で、さらに子どもたちの育ちですとか、保護者とかかわりをどうやったらいいかというようなことを、研究会というような形であったり、いろいろな話の中で高め合ってきています。

それで今回、こういう長野県が森のようちえんの認定という形で、信州型ではあるのですが、その形をフォローしてくれるということは、単純にうちの保護者にとっては本当に心強いというか、森のようちえんの社会化ということで考えれば、自分たちがやってきたことに対してさまざまな方がそれを支えてくださるということ、本当にうれしく思っています。1年間、どうぞよろしくお願いいたします。

○高松委員

飯田からまいりました高松和子と申します。よろしくお願いいたします。

この辺まで来たら桜が咲いていてびっくりしまして、2週間も違う。そうすると、飯田は北よりも2週間早く春が来て、2週間遅く冬が来るということは、長野の方に比べて夏が一月長い、冬が一月短い、異なった文化が生まれても当然であろうなということを思いつつ車でまいりました。

この3月まで飯田女子短期大学で児童文化、教職に関する科目を持っておりました。非常勤ということで、あともう少しといわれておりますが、今は認定こども園、同じ学園の中にあります認定子ども園、慈光幼稚園のほうを主な所属としております。そのほかに、皆さんご存知かどうかわかりませんが、今は人形劇をしております、人形劇フェスタの立ち上げから、この3月まで実行委員長を務めておりました。今は飯田人形劇センターというNPO法人がありますが、そこの理事長をしております。

そんなことで、文化とかかわりあいを非常に、人生の中のほとんどをそこに費やしてまいりました。人形劇にしても、その他の文化にしても、自然がベースになって生まれてきていると、自然に対する畏敬の面みたいなものが根底にあって、やっぱり人形劇が誕生してきている。

そんなことをたくさん経験しながらも、今、自然と切り離されて人形劇というものが存在している。そんなふうにして自立してきたのかなと思いつつ、今日のこの会議の理念には何ら逆らうつもりもありませんし、おっしゃるとおりだと思うのですが。よく存じ上げていないので、基本のところがたくさんあるので、そこら辺をちょっととっかかりにして勉強させていただこうかなと思っております。よろしくお願いいたします。

○山口委員

はじめまして。上田女子短期大学よりまいりました山口と申します。よろしくお願いいたします。

本学は、21年度からだだと記憶しておりますが、信州大学教育学部との連携授業を、文部科学省からの選定を受けて実施しております、一応期間は過ぎたのですが、その中で幼小連携の実践に取り組んでまいりました。その一環としまして、信州大学でずっと行われておりました野外キャンプ、その中の幼児が参加するキャンプに本学の学生もかかわらせていただきまして、この何年かスタッフとして私どもも参加してまいりました。

戸隠で5歳児が親元から離れて、30人ぐらいのお兄さん、お姉さんたちと一緒に生活をするという経験をするわけですが、そのときの子どもの成長、最初は泣いておりますけれども、夜は本学

の学生が絵本の読み聞かせをしたりしまして、少しずつ大きくなっていく姿を見まして、やはり自分たちの力で乗り越えていくということが、おそらく自然とのかかわりの中で育まれるのだろうなということを実感しております。

また、私どもの附属幼稚園も非常に自然豊かなところにありまして、裏山があって、そこで飛び回っている子どもたちの姿を見て、自然というのはすばらしいことだなというふうに、私も長野県、生粋の長野県育ちですので、そういったことを大いに感じております。

ただ、私自身は、白状しますと、かなりインドア派の人間でして、あまり、父親は非常に野山で山菜をとったり、そういったことが好きだったのですけれども、そういうときにも本を読んでいた子どもでしたので、皆様方に教えていただきたいことがたくさんあります。どうぞよろしくお願いいたします。

○依田委員

安曇野市からまいりました依田敬子です。今日は遅れて申しわけありませんでした。

私は「NPO法人響育の山里 くじら雲」の代表であります。同時に保育者でもあります。今のよう活動は13年ほどやっております。その前は私立の保育所で3年間、そして公立の保育所で10年間保育士として勤めてまいりました。なので、ちょうど一般の保育園での経験と今のスタイルの経験が、ちょうど同じ13年ぐらいということになります。

それで、私は一般の保育園のほうに勤めていたときから、子どもたちにとってどういう環境をさせていくのがいいのかということを追求めてきたところ、自然に今のスタイルの活動になりました。2007年にスウェーデンのほうに、野外保育園や野外小学校を視察に行ってから、いつかは日本でも子どもたちが自分に合った多様な保育のスタイルの中で、選んでいける環境が実現していくことができると幸せにつながっていくのだろうなというふうに考えていたので、今日、こういう会議が始まるということで、何だかうれしく期待をしております。よろしくお願いいたします。

○大月次世代サポート課長

遅れて大変すみません、次世代サポート課長の月良則でございます。ご多忙のところ、お時間をちょうだいしまして、大変ありがとうございます。

長野県が持つ子育て資源であります、森のようちえん、こちらのほうが、現状、社会的認知、あるいは信頼度がまだまだ低いと。すばらしいことはやっているのですが、知られていない。あるいは、なかなか中身についても皆さんに知っていただけない状況の中で、ぜひ認定制度をつくり、また同時に森のようちえんで行っている保育プログラムのエッセンスの部分を見現化するということで、県内の子どもたち、幼児教育の向上につなげていきたいという事業でございます。

ぜひ皆様のお力をお借りして、いいものをつくっていきたく思いますし、決して、森のようちえん、今、頑張っている皆さんのその基準に合わせるというものではなくて、やはり信頼度を得て、よりいいものにするということで、森のようちえんの皆さんにもご理解いただいているのですが、目標設定とすれば、今を基準にするというよりは、今よりどう高めていくかというストレッチングな基準設定の中で、森のようちえん自身ももっともっとよくなっていきたいと、そんな思いでの制度構築でございますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。

それでは次に本日の資料の確認をさせていただきます。委員の皆様方には事前にお送りしている資料と、本日、テーブルの上に置いています資料は基本的には同じものがございます。ただ、その下に別冊で当日資料ということで、資料1から資料4までのものがございますので、それは本日、お配り

するものです。よろしく願いいたします。

あと、この後、木戸委員のほうにご発表いただく分の資料として、A4で1枚、両面刷りのものを別紙、テーブルの上に置かせていただいておりますが、ございますでしょうか。もし、何か資料で欠けているものがあれば、またおっしゃっていただければと思います。よろしいでしょうか。

4 委員長選任と副委員長指名

○事務局

それでは続きまして、次第にしたがいまして、次に委員長選任と副委員長の指名ということで進めさせていただきます。

委員長の選出についてお諮りいたします。今の出席者名簿の次のページになりますが、専門委員会、その次に設置要綱がございまして、設置要綱の第5第2項の規定によりまして、委員長は委員の互選、副委員長は委員長の指名ということになっております。

この取り扱いについていかがいたしましょうか、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。

○依田委員

依田です。私は、委員長に上原先生になっていただけたらいいと思います。

上原先生は、幼児教育の野外教育のほうでも深くかかわっておられる方なので、適任かと思います。

○事務局

ありがとうございます。今、上原委員のご推薦というご意見ございましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○出席者一同

(異議なしという声あり)

○事務局に

ありがとうございます。それでは皆様のご賛同をいただきましたので、上原委員に委員長をお願いしたいと存じます。

上原委員には、おそれいりますが、委員長席のほうにご移動いただきまして、最初にごあいさつをいただきまして、以降の会議の進行をお願いしたいと思います。

○上原委員長

それでは、改めましてですけれども、上原です。よろしく願いいたします。

しっかり役を務めさせていただこうと思っています。僕の気持ちとしては、長野県の誇る森とか自然、これを生かして、生かし切りたいなと思っています。まず1つ目に。それで、自然のよさも知っていただきたい。

それから、子どもさんの保育、幼児教育については、ここに一つ、メニューを増やせたらなと思います。子どもたちが大きくなっていく、そのためにはいろいろなメニューが必要です。その一つをここで増やすことができたかと思っています。

そうはいいまでも、しっかりした質、それはもう絶対確保しなければいけないものですので、その辺は議論いただきながら確かなものをつくっていきたいと思っています。よろしくご協力をお願いします。

○事務局

では、引き続き議事のほうをお願いいたします。

○上原委員長

それではよろしくをお願いいたします。進行させていただきます。

副委員長を指名するという役割がありますけれども、僕の考えとしましては、我々もこれから一生懸命勉強もしていきたいと、学びながら進めていきたいと思っておりますので、そんな上で、ご自身のテーマにもされておられるようですが、木戸さんに副委員長を務めていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(一同賛同)

はい、それでは木戸委員さんに副委員長ということでお願いしたいと思っております。

○木戸副委員長

よろしくをお願いいたします。私は東京出身で、ずっと東京で育ったんですけれども、教育県、もう長い伝統がある教育県として、長野県でこういうふうな形で森のようちえんをテーマにかかわらせていただけること、大変にうれしく思っております。まだまだ未熟な点が多々あるとは思いますが、どうぞ皆様、いろいろなご意見をお聞かせさせていただいて、一緒にいいものをつくっていったらなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

5 会議事項

(1) 事業化までの経過について

○上原委員長

それでは早速ですけれども、会議に入りますけれども。終わりは、一応、予定としては4時半ということ。長丁場ですので、流れの上でどこかで休憩が必要なようでしたら、とらせていただこうと思っております。おおむね、そんな時間でご参加いただけたらと思っております。

それでは早速ですけれども、本日に至るまで経緯、経過がございますので、それにつきまして、まずご説明を聞かせていただこうと思っておりますが、事業化までの経過、お願いいたします。

○事務局

それでは、事務局から今年度のこの信州型自然保育検討・普及事業の事業化までの経緯ということでご説明をさせていただきます。委員の皆様、資料1をご覧ください。1枚物の資料になってございます。

昨年度、25年度ですが、この事業に先立ちまして、「信州の自然環境を活用した子育て・教育のあり方研究会」準備会ということで、長野県野外保育連盟の方々との意見交換をさせていただきながら、県としてこの長野県内の自然保育「森のようちえん」の実情について勉強してまいりました。その中でいろいろ議論を交わす中で、4回準備会を開催させていただきましたが、6月から年度末の3月13日の第4回までを開催させていただきました。その中でいろいろな、今、申し上げましたように、情報交換をする中で、県内の実情、また県外の日本全体の森のようちえんや自然保育の現状についても我々、情報をいただきながら意見交換をさせていただいたところです。

その下、2のところ、平成26年度の事業化までの流れということで3点まとめてございますが、

そうした研究準備会を開催する中で、当初は県としてもじっくり時間をかけながら、いろいろな情報収集をする調査等を中心に始めようというようなイメージでございましたが、議論を重ねる中で、特に7月に鳥取県で「子育て同盟」が、本県の知事も出席しまして子育て同盟のサミットが開催されまして、そこで鳥取県の森のようちえんの実情についての発表もあったりということで、非常に全国的に森のようちえんや自然保育に対する関心が高まっているというようなことを感じてきた次第です。

そういう中で、先ほどこちら側のごあいさつにもありましたが、自然保育や森のようちえんの社会的認知とか、社会的な信頼性をしっかり高める、そういった仕組みづくり、環境整備を県としてもぜひ取り組むべきではないかということで、議論の方向性が定まりまして、年を越えまして2月ですけれども、国の少子化対策交付金の事業ということの位置づけも得られることになりまして、急遽、26年度のこの認定制度と自然保育のプログラムの普遍化、その二つを柱とする事業化というような方向性が固まった次第です。

この26年度の事業で検討いただく、その認定制度の認定基準についてこの準備会で、最後、2月、3月にかけて、その認定基準づくりのたたき台を議論しましょうということになりまして、本日、また後でご説明いたしますが、素々案という形で、その準備会から報告をいただくということで今回のこの検討委員会につながると、そういったような流れができたところでございます。

ですので、この25年度の準備会は認定制度のもととなる、その認定基準の議論を最後、していただきまして、そこから素々案という形でこの本検討委員会にご提案をいただくということでの事業化までの経緯というふうになってございますので、一応そのあたりを踏まえていただきまして、またご議論を進めていただければと思います。よろしくお願いたします。

○上原委員長

ありがとうございました。今の経過ですけれども、経過も、この中の上で、この辺はどうなっているんでしょうかとか、ご質問は何かありますか。よろしいでしょうか。

また経過、経緯等は議論の中で垣間見えたり、いろいろ出てきたりすることがあると思いますから、その都度またご質問など、ご意見をいただけたらと思います。

(2) 事業および委員会の進め方について

○上原委員長

それでは、次第の上では事業の概要に行きますけれども、事業概要につきましてはさまざまなご意見等もいただいてまいります。ですので、会議の性格、あるいは進め方等、このところでちょっと受けとめておいていただけたら、あるいはご意見いただけたらと思いますので。資料3の検討委員会の進め方、こういうものの検討についてお話をしておきたいと思いますが。

では、森のようちえんはいかなるものかという、そんなことを最初に知っておこうかと思っております。そこで木戸さんの登場になりますけれども。

現地で見えてきておられるか、いろいろな資料等もお持ちですので、まずお話を木戸さんのほうからお願いいたします。プロジェクターを使いながらご説明いただければと思います。

その後いろいろ質問等もまたいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○木戸副委員長

それでは、簡単なのですが、森のようちえん、自然保育について、私、昨年夏まで2年弱ほどドイツの大学に留学しておりました、その大学とはまた別の私立の専門学校で森のようちえんの教師向けの資格を1年かけて取得してきました。そのときの観点などを入れながら、主にドイツの現状と比較して、森のようちえんについて簡単にご発表させていただきます。

まず「森のようちえんとは」ということなのですからけれども、こちらお手元の資料の中にも、森のようちえんの基本理念など、とてもわかりやすくまとまっているものがございますが、簡単にかいつまんでご説明いたします。

自然環境を中心に保育が実践されている。これは大きな特徴の一つです。森というふう言葉が入っているのですけれども、日本はどちらかというと、森というと山のイメージが強いのですけれども、里山だったり、自然豊かな環境で生活を基盤にした保育ということが、ここからわかってくるかと思えます。

また森のようちえんという海外のものが、写真や、それからメディアなどで報道されて、園舎がなく建物がない状態で、1日中、自然の中で子どもたちが過ごすというタイプの森のようちえんもございますし、週何回、それから月何回、または夏の季節だけというふうな形で定期的に森の中に入っている。それから、午前中は自然の中にもいるけれども、午後は園舎の中で、森のようちえんが園舎を持っているところもありますし、私立、公立の幼稚園のお部屋の一部を借りて、午後は室内で過ごすといったタイプの森のようちえんもございます。なので、活動内容というのは本当に園によってさまざまです。

また運営の形態というのも、認可がされている園であったり、認可外施設であったり、それこそいろいろなタイプがあります。NPO法人でやっていたり、お母さん方がお散歩の会みたいな形で自主保育として行っている、いろいろなタイプの森のようちえんが見られます。

「森のようちえん」という言葉は、一応、いろいろな紹介のされ方がありまして、ドイツや北欧で1920年ごろからスタートしたというふうにも言われているのですけれども、実は日本でも、倉橋惣三が「森の幼稚園」という言葉を使っておりましたし、1922年、ドイツや北欧で自然の中での保育が始まった1925年ごろと大して変わらない時期に、大正時代、大阪で橋詰良一が「家なき幼稚園」を作っていたり、似たような思想というのは日本にも昔からあったということはお伝えしておきたいというふうに思っています。

次に、簡単にですけれども、なぜ私がドイツということで外国の森のようちえんを見てきたのかということにもつながるのでございますけれども、日本とドイツは幾つか共通する課題、それから社会的な背景を持っております。

まず就学前の子どもをめぐる課題ですけれども、待機児童問題というのがやはりドイツでもすごく重要な問題として注目されておりました。日本より少し前に話題になりまして、州を挙げて、たくさん予算をかけて、待機児童問題を解決しようということで取り組んでおりました。その一環として森のようちえんが、園舎が必要にならないということもあるので、待機児童対策としても注目を集めていたというふうな話も聞いております。

また、若干ちょっとずれるんですけれども、ドイツと日本の大きな違いとしまして、日本のように、幼稚園、保育園というふうな管轄の違う、3歳から5歳までというので管轄の違う園が2種類あるというふうな区別はございません。3歳までは保育園、3歳以上は幼稚園というふうになっていて、もう一つ、子ども園に似たような形で乳幼児期の子どもから学童期の子どもまで、学童みみたいな形で小学校を終えた子どもたちが通うような幅広い、それこそゼロ歳から8歳、9歳ぐらいまでの子どもたちを受け入れる子ども園というような形の園もあるというふうなことです。幼稚園の子どもたちがまた小学校に上がってということで、幼少連携だとか接続というのも大きなテーマになっています。

それから、待機児童問題ともつながるのでございますけれども、ただ単に子どもを預けられる場所が増えればいいのかというと、そうではなくて、就学前教育の意義というのはどういうものなのか、保育の質というのはどういうふうな評価していいのか、もしくは量的な評価ではなく、質的な評価というのはどういうふうに見ていったらいいのかということが議論されています。

こちら、この3点が主に共通する就学前の子どもをめぐる課題ですが、社会的な背景としましては、持続可能な社会の構築へ向けてということで、例えばESD、education for sustainable development

といまして、こちらは聞いたことがある方もいらっしゃるかとは思いますが、環境問題ですとか、現代の社会が抱える問題に対して、知識だけではなくて新しい価値観を子どもとともに、大人も子どもと一緒に生活していく中でつくって、そして行動をしていこうというふうな形の新しい学習観であったり、教育観ですけれども、こういった社会的な需要などもありまして、森のようちえんがそれとつなげて語られることが増えてきております。

次に、社会的認知ということですが、こちら日本の状況については、実際に森のようちえんで働いていらっしゃる先生方も委員の方々でいらっしゃるのです、詳しい内容については先生方からお話を聞けたらというふうに思っておりますが、メインでドイツのことを少しお話します。

2002年、約400団体、森の幼稚園全国協会というものがドイツにありまして、そこに加盟している団体がおそらく400団体であった。そこから2011年、約10年後には1,000団体に増えています。ただ、全国森の幼稚園協会、それから州ごとにも森の幼稚園の協会があるんですけれども、そういった協会に未登録の団体というのも多く存在しております。なので、推計、約3,000団体ほどはドイツ国内に森のようちえんがあるのではないかとこのように言われております。

森の幼稚園に限らずなんですけれども、ドイツというのは、公立園と私立園との割合が、私立園のほうが圧倒的に多くなっております。2002年のデータなんですけれども、子どもは、3歳、4歳の子どもで幼稚園に通っているのは、ほぼ9割の子どもが通っているのですが、そのうちの35%は公立園、65%が私立園に通っております。

その私立園の中の内訳は、教会を母体にした園だとか、労働組合が母体になっている園だとか、それからオルタナティブな独自の保育のカリキュラムを持っている幼稚園、シュタイナー幼稚園、モンテッソーリ幼稚園、フレネ、いろいろあるのですが、森の幼稚園もその中の私立幼稚園の一つとして捉えられております。

こちらにも書いたのですが、3点目のオルタナティブな三大幼児教育の一つとして、ドイツでは森の幼稚園が認知されております。保育者の養成校などで実習園として森の幼稚園が選ばれて、それで森の幼稚園と出会えたことで、卒業後、学校を卒業した後の就職先として、森の幼稚園を選ばれる学生さんたちも多いというふうに聞いております。

日本ですが、森のようちえん全国ネットワークという団体がございまして、そちらに、お手元の資料の中にもあるかと思うんですが、約120団体、全国、日本の中にあります。ただ未加盟団体ですとか、森のようちえんという名前を使っていないのですが、実際的には、森のようちえんとつながるような活動をされているといったところも多いというふうに見ております。両国ともに、森のようちえんに関する学術的な研究ですとか、メディアの報道数というのも年々増加しております。

次に、具体的にドイツのメディアでは森の幼稚園をどのように報道しているかというのを簡単にトピックをまとめてみました。まずは実際に森の幼稚園の紹介です。こういった森の幼稚園があつて、どんな日常生活を送っていて、そして保育ではどのようなものが大切にされていて、森の幼稚園に通った子どもというのはこういった傾向になるのかとか、そういったことが紹介されるもの。

それからガーデニング関係というのが、ドイツはすごく自然とよく触れ合う国民性でして、皆さん、日本語にはないのですが、別荘みたいな形で自分の畑を持っているんです。そこに建てる小屋を特集していて、そういった小屋の認可の取り方とか、あとは小屋の建て方というので、森の幼稚園の園舎が取り上げられて取材をされていたりだとか、あとは自然活動の安全管理についてということで、ドイツではダニがすごく、森の中で危険な昆虫ということで、すごくびりびり皆さん注意されているんです。ダニに刺されて脳に回ってしまって、最悪の場合、死亡されるケースというのもすごく、毎年多いんです。ということで、森の幼稚園が自然活動の専門家ということでインタビューを受けたりしております。

あとは、森の魅力であったり、林業とのかかわりであったり、それから環境問題、持続可能な社会に向けて、森の幼稚園がどんな役割を果たしていくかということであったりですとか、あとは都心か

ら地方への移住というテーマで小さな田舎の町を紹介しまして、そこでの子どもたちの様子という項目で森の幼稚園が一つの可能性として挙げられています。

あとは、メディアの中ではよく好まれるテーマなのですけれども、子ども時代からどんどんデジタル化していく中で、直接体験の機会が減っているということで、改めて自然との関係を見直そうということで、森のようちえんが取り上げられる例もよく好まれるテーマです。

次に、社会的認知に続きまして、森の幼稚園設立時に手続きとして必要になってくる関連機関をざっと挙げました。こちらは森の幼稚園とはいいますが、普通の幼稚園と同じような支援を受けております。市町村だとか州から支援金を受けているのですけれども、そういった助成に必要な手続きをするための機関です。

まずは市町村、または地方自治体の関連部署に行き、森の幼稚園をつくりたいだけどもということで相談をまずします。その後、実際に建設局、土木監査局、火災安全局などに行き、安全面ですね、小屋を建てる幼稚園が多いので、そういった部分、チェックをしてもらって、あとは活動場所となる森林局でどんなフィールドを森の幼稚園の場所として使うのか、その許可は得ているのかといったこと。それから、あちらでは衛生面ということで、必ず水道がどうなっているか、トイレがどうなっているかということが聞かれますので、水道局、衛生局、それから保健局、あと市町村、それから州の青少年局、こちらには保育理念ですとか、具体的に何人の子どもが来て、どういった先生、どういった資格を持った先生たちが保育をするのかといった内容を提出する場所です。最後は傷害保険関係ということで、もちろん自然の中ですので、いろいろな怪我の可能性ということもありますので、先生方、それから子どもたちの保険をどうするかという問題も重要な点として入ってきます。

こちらは、一つの例なのですけれども、ドイツ国内で州ごとに法律が違っていますので、こちらノルトライン＝ヴェストファーレン州という州での一つの例です。グループ、森のようちえんは主にいろいろな形があるのですけれども、よくあるパターンとして、グループ1のタイプでは、2歳児から小学校入学までの子どもを対象にした認可の基準の一例です。例えば子どもの人数が20人までで、預かり時間、1週間のうち25時間までとなると、子ども一人当たりに対して、幼稚園側に約、1年間60万円支給されるということで、そのためには職員は資格を、保育者としてちゃんと資格を持った人が2名いなければいけない。そしてその2名が、少なくとも55時間は1週間のうちに2人で時間を分けながら働かなければいけないというふうな形で、預かり時間が25時間、35時間、45時間というふうになっております。こちら日本円を、括弧して加えたのですが、これは1ユーロ140円で計算しておりますので、レートによってはもう少し変わってくる、変動する値です。

余談になるのですけれども、森の幼稚園の保育料なのですが、こちらはすごく日本に比べて経済的というか、とてもお得で、1カ月、安いところだと大体500円ぐらい、500円プラスちょっとおやつを食べたとか、画用紙を使ったとか、そういった教材費だったり食費だったりプラスアルファで、1,000円ぐらいのところから、もちろん高いところはもっと、もう少し、子どもさんの人数によっても変わるので、ひとりっ子の家庭ですと大体3,000円ぐらいから始まったり、二人、三人というふうにより子どもが増えていくにしたがって、保育料が安くなっていくというふうになっております。ただし、この保育料に関しても、ただいま、私、調査を進めている最中ですので、また新しいことがはっきりわかりましたらご報告させていただければと思っております。

以上で、簡単ですが、森のようちえんの紹介をさせていただきました。参考文献等、挙げておりません。もしよろしければ、こういった形で写真がたくさん入った「森のようちえん」という名前の本もごございますので、ごらんいただけたらと思っております。以上です。

○上原委員長

ありがとうございます。ここで自由に感想を述べながらご質問もいただきたいのですが、どんな観点、どんな感じでしょうか。おいおい気がついたところで出してください。

ありがとうございました。今の説明の中にあつた、ドイツでは保育園があつて、その上に幼稚園と、これ日本人はわかりますので、日本型のスタイルを向こうの人にわかってもらふというのはものすごく大変なんです。保育園と幼稚園がそれぞれ別個で同じような年齢を扱っていきますというのはとてもわからないことらしい、僕もその説明にうんと苦勞した覚えがあります。

○本城委員

1点、教えていただきたいのは、ドイツというのは、やっぱり幼児教育もそうですし、小学校とか中学校もオルタナティブな教育がすごく普及している国の一つだと思うんですけども。

その中で、今、シュタイナーとか、モンテッソーリと森のようちえんが挙げられましたけれども、それぞれが、シュタイナーがモンテッソーリの一部を取り入れたりだとか、森のようちえんがモンテッソーリを取り入れたりだとか、そういう、こうそれぞれがお互いのいいところとか、参考になるといふところを取り入れているような形が今進んできているのか、それとも、もう少し自分たちが大事にしているものを守り続けているのかという点について教えていただければありがたく思うんですけども、お願いします。

○木戸副委員長

そうですね。おっしゃるように、ドイツには多様な教育の場というのが、日本に比べまして比較的充実しているように見えております。

シュタイナー教育、モンテッソーリ、森の幼稚園、この3者はそれぞれ対立する関係ではないです。シュタイナー幼稚園でも、やっぱり今の子どもたちの過ごしている生活環境が変わってきていて、シュタイナー幼稚園の中だけで過ごしていても、やっぱり難しい子どもというのが出てきております。

そういった中で、1クラスを森のようちえん型に変えろとか、森のようちえんに通っている子どもが次に小学校へ通おうというふうになったときに、モンテッソーリの学校に通わせろとか、いろいろな相互のやりとりというか、かかわり合いというのはいくらも起きております。

また、ドイツでは森の幼稚園というのは、普通の公立の園だとか、国の出している保育指針に則って保育をされている園と対立するようには捉えられていないのです。もちろん、自分の家の近くにある幼稚園では、ちょっと子どもを通わせたいというふうには思わないので、自分でつくるといふお母さんたちもいらっしゃるのですけれども。

公立の園の中の1クラスをシュタイナー型にしてあつたりとか、モンテッソーリ型にしてあつたりとか、森の幼稚園とは言っていないですけども、森の幼稚園の先生が公立の園に入って、週1時間だけ森の中に子どもを連れ出して1時間過ごすだとか、いろいろな形で補完し合うような取り組みというのがドイツでは見られております。

○上原委員長

ありがとうございます。

○内藤委員

最初にこの検討委員会のお話を聞いたときに、この森のようちえんという言葉に、かなり敏感に反応してしまったのですけれども。ひらがな表記で「ようちえん」と書いてある。日本では「森のようちえん」という用語を使わない例が非常に多い。

今、お話を聞くと、ドイツでは保育園、幼稚園とか、そういう管轄違いのようなことがないと。日本は、このちょっと幼稚園という言葉、ひらがなであるにしろ、入れると非常に何かこう、若干、違和感があるんです。

木戸さんのこの参考文献のところに、森のようちえんの事例研究のときは漢字表記、その辺はどう

いうふうを考えていったらいいのでしょうか。どうしても幼稚園という既存の幼稚園のイメージが出てきてしまって、日本の団体がほとんどこの言葉をつけない理由をちょっと教えてください。

○上原委員長

何か似たような気持ちをお持ちの方はおられますか。森のようちえん、ちょっと意味合いが、もっとイメージを広げましょう、我々も。幼稚園とって森でなくてはだめなのかとか、何でこう、今の言葉で言えば、どういう、なぜこういう書き方をしているんだとか、何か同じような感想の方、おられますか。その後、木戸さんに。

○飯沼委員

すみません、飯沼です。私は、森のようちえんという言葉というよりは、何で森のようちえんなのかという、ごめんなさい。本当に素朴な質問なのですけれども。

私たち、今、やっている保育というのは、基本的には施設を使った管理保育です。就業を保障するためにお子さんを預かって、そして親御さんのもとにまた戻す、こういう保育をやっているのですが。「森のようちえん」というのに、なぜ行き着いたのかというところがちょっとわからないものですから、その点を含めて、ちょっと名前とも絡んでくると思いますので、よろしくお願いします。

○高松委員

名前のことで、ついでにすみません。

今、日本の幼稚園の向いている方向が、子ども園の方向に向けて動いている中で、幼稚園という言葉が死語になるだろうと、近い将来、言われていることも見越して、この森のようちえんということをあえて使っておいでになるのか、どちらかという事務局方にお伺いしたいと感じます。

○上原委員長

両方、ちょっと準備のある部分をお話してください。ちょっとその前に木戸さんに、どんなふうを考えていますか、あるいは、どんな状況ですというのを教えていただいて、イメージ、ゆっくりつくりましょう、ここは慌ててもしょうがないところです。大事なところですので。

○木戸副委員長

まず1点、その「森のようちえん」の幼稚園の部分が漢字であることとひらがなであることなのですけれども。森のようちえん全国ネットワークのほうでも定義されているのですけれども、ひらがなで使う場合には既存の、文部科学省の認定を受けているという漢字の幼稚園とは違うという意味で、子どもの年齢もさまざまですし、保育園もありますし、認可外施設もありますしということでひらがなを使っているのですけれども。私のほうで挙げた論文では漢字で書いているのですが、こちらはその研究対象とした園が認可されている私立幼稚園でしたので、漢字を使っております。

ただこちらの、今回の森のようちえんの認定の言葉ですが、一応、最初に信州型自然保育というのが来て、括弧して森のようちえんということで、やっぱり何で森のようちえんなのかとか、森のようちえんという言葉なぜ使うのかとか、その捉えられ方というのがすごく多様な分、難しい、あいまいさというのも出てくるとは思うのですが、そういったところをこの委員会で詰めていけたらなど、エッセンスというものを皆さんでつくっていったらなどというふうを考えています。

○上原委員長

それでは、ちょっと言葉のことを、どんなふうに関、用いているというあたりを、概念というかコンセプト。

○事務局

そもそもこの事業に関しては、信州型自然保育ということで、それをメインの事業名ということで考えています。

ただ、一般的に「森のようちえん」という言葉が今、全国的にも関心も高くなっているのと、割合メディア等でも森のようちえんという表記がされているということもあり、今回、事業が対象とする、その自然環境を生かした、そういった保育や幼児教育というものを、一つのイメージを伝える上で「森のようちえん」という言葉がわかりやすいのではないかとということで、(森のようちえん)ということも入れました。

ただ、今、お話にもありましたように、その森のようちえんということについて明確に県として何か定義づけしているということではなくて、そういった言葉の使い方、もちろん学校教育法の中の幼稚園ということと、音だけ聞くと同じですので、そのあたりも含めて今後どういう、その制度の名称も今後、この委員会の中でぜひご検討いただきたいと思うのですが。

森のようちえんという言葉、また県という行政がこの認定制度をつくる上で、森のようちえんという言葉を使うということがふさわしいのかどうかということも含めまして、ぜひご検討をいただければというふうに思っております。

○上原委員長

ありがとうございます。私たちはこう考えていると、依田さん。

○依田委員

私は13年前からこのような活動をしているのですがけれども、そのときに、そのときは建物を持たずに、雑木林の中を必要最低限の木を切って、そしてたき火スペースをつくって、その切った木で丸太のベンチをつくって、たったそれだけのスペースで保育を始めたのですがけれども。

そのときに、そこの拠点を、それはちょっとくじら雲の前の団体だったのですがけれども、そのときに一緒に子どもたちのお母さんたち、未就園の子どもたちを週一回、森で散歩しているお母さんたちと一緒に作りました。そのお母さんたちが、3歳、子どもが過ぎた後もこの環境で育てたいということで、ちょうどそのお母さんたちは、「さあ森のようちえんへ」という石上さんという方が写真を多く取り入れたデンマークの森のようちえんを紹介したのです。森のようちえんネットワークのほうでも、そのネットワークが受ける前からそういうような活動をしていた人たちは、その森のようちえんという、そういうイメージがあったと思うのです。

ただ、多分認可園でないので、幼稚園という言葉は使ってはいけないというふうに行政のほうから指導されました。でも、ただ団体名だけつけているだけでは、何をしているところか外部からはわからないものですから、すごく、どういう言葉であわらしていいのか悩んで、スウェーデンのほうのそういう森のようちえん的なものは、日本語では野外保育園というふうに訳されているものですから、保育園というのもちよっとつけてはいけないので、そういう野外保育というものを前のほうにつけて、そして長野県内では、今も長野県野外保育連盟というふうになっているのですが、その人たちも、私もいまだにどういう表現が適切なのかというのは、いまだに悩んでいるところなのですが。

本当に、先ほど木戸さんがお話してくださったように、ただ森に行くとか山に行くとかというのではなくて、昔からその地域に伝わった人の暮らし、生活を子どもたちと、子どもたちの原体験として、原風景として、日々日常の中で営んでいるというところなんです。

なので、長野県野外保育連盟のほうでは、自然とのつながりを持った生活を機軸とした保育というふうな形で表現をしています。

○上原委員長

ありがとうございます。ほかに、新たなご質問でも結構ですし、今のに続いた関連したお話でも結構ですけれども。

○小林委員

小林です。「ようちえん」という名称、全国ネットワークのほうでもひらがな表記で、はっきり言ってしまうと、文部科学省からはこれはあまりよろしくないというような言い方もされたりします。でも、幼稚園という皆さんの持っているイメージ、さまざまでしょうけれども、子どもが集まる場所というようなぐらい、うんと大きなところで受けとめていただければなというふうにちょっと思いますが。

「森の」というところと、それから「なぜ森か」というところですが、先ほどお話、どなたかありましたけれども、森というのは自然というような大きなフィールドという感覚でいいのかなと。必ずしも森だけでない、これ日本で考えれば、海辺でやっている森のようちえんもありますし、住宅街の中でやっている、うちらなんかもどちらかというと住宅街なのですが、でも、その自然の中、自然の中で子どもたちがどんな生活をしているかというところ、ぜひ一度、見ていただければと思いますけれども、その中で育まれる者というところを考えると、20年、30年前くらいから、子どもたちの生活が急に、いろいろな社会情勢が変わってきて、子どもの心、それから体の発達に関してかなり警告されている。それで、先ほどデジタルなんていうお話もありましたけれども、とにかく知識や情報が優先された子どもたちの生活、それは、いってみれば大人の生活がそうなっているということだと思うんですが、子どもたち自身の体験、自分の体を動かして人とかがかかわったり、いろいろなことを考えたり、いろいろなことを感じたり、とにかく体験を中心とした幼児教育というか保育というか、そういうものが失われてしまっている。それで、幼児教育の上の小学生、中学生でもそうですけれども、地域の中で子ども集団というものが今、非常に構築されづらい、もうほとんど外で遊んでいる子どもを見るのがなくなりましたよね。もうここ15年ぐらい、ほとんど見ない。公園へ行ってもゲーム機を持っている中学生はいますけれども、群れ遊びとか、集団遊びをしている小学生、中学生を見る姿がなくなってきた。要は、あそこで育てられていたものや育まれていたものをどうやったら取り戻すことができるのか。あのときに、あの、多分、ここに参加されている皆さんの世代では、個人的には知りませんが、世代から考えれば、そういうことをご経験されている世代ではないかなと。それから野山を駆け回っていると、子どもたちのことを言うのですが、具体的にはさまざま、お家の近所のいろいろな自然の中で、大きくことから小さなことまでいろいろなことをやって皆さん育ってきたはずなのですが、その体験値がごそっと今、子どもたちの中から抜けています。

ではそれを、狭い意味での園庭の中で、もしくは、大人が今、管理している段階のそういうフィールドの中で、どこまで子どもたちにそういう経験ができるのか、どこまでそういう経験で子どもたちがその中で心を育むことができるのかというところでいうと、やはりやはりそれは自然の中で子どもたちが生活をしていくというところのすばらしさというか、豊かさというか、そういうものは実際に、やっている者とすれば、あります。

それから、話はうんと戻りますけれども、幼稚園という言葉ですが、国が幼保一元化ということでどんどん押し進めて、27年に法律、法案が変わりますが、幼稚園という言葉はなくならないです。それは幼稚園さん団体は猛反発していますから、そういうこと自体なくなるとは思いません。逆にいうと、なくならないので、重なる部分があるのだろうというふうに思いますけれども。先ほど言いましたように、ひらがな表記という、これ一応、ネットワークがサービスランクを商標としてとっています。とっていますけれども、使う分にはかまわないということで、それは広めるためにネットワークが登録してある。それは一部の企業がそれを独占して活動を、全国の活動が制限されな

いように、ネットワークのほうでそれをとっているということですので、長野県で使うことに関しては、多分、差し障りはないというふうに思っていますけれども。

○上原委員長

ありがとうございました。

○山口委員

いろいろなご意見が出たと思うのですけれども、多分、「森のようちえん」という用語自体は、幼児教育に携わっている者にとってはもうかなり定訳となっていて、この参考文献の中にありますけれども、Der Waldkindergartenという、この直訳なのではないかと思えますし、それについては、パッとイメージが共有しやすいという意味では、この資料もらったときに私は非常にわかりました。ただ、今のお話を聞きまして、やはり一般の方々はこの森のようちえんという言葉がどれくらい浸透しているのかということは、今後、考えていかななくてはいけないと思えますし、森のことと幼稚園という言葉それぞれにイメージが異なるかと思えますので、もう少し新しい言葉をここでつくっていてもいいのかなというふうに考えました。

今のお話をお伺いしますと、森に限らなくてよいということ、それは自然ということのようでもありますけれども、自然の中にいなければならない意味は何かというようなこともやはり考えなくてはいけないかなと思えます。

自然の中で、子どもたちが生活することによって、普通の幼稚園ではできない、普通の保育園ではできないことを経験しているのだというふうに考えるのかとすると、そこにどんな違いがあるのかということです。キーワードとしては体験があるとか、自然との触れ合いがあるとかそういうことではないかと思えますけれども、それは子どもたちが自主的にその自然とかかわることで学ぶということに意味があって、おそらく、形式でなくて、どこでやるとか、何をやっているとかか、そういうことではなくて、理念ですとか、そこで子どもたちが体験していることの中に貫かれている子どもの自立性でしょうか、そんなようなところがおそらく中心になるのかなというふうに聞いていて思いました。すみません、意見です。

○上原委員長

ありがとうございました。

多分、山口さん、ある意味ではほかの、既存の現状の幼稚園、保育園でも、内容的には実践できることということですか。

○山口委員

そうですね。どうしても森のようちえんと普通の幼稚園とという形で、私たち対立的に考えがちですけれども、必ずしもそうではなくて、幼稚園の中で行われていることの中に、多分、その芽はあると思えますし、今までも、いや、それはやっていますという園はたくさんあるんじゃないかと思えますから、そこをつないでいくのがおそらくこの会議の意義だろうというふうに思います。

○上原委員長

ありがとうございます。

○本城委員

もし、「森のようちえん」という言葉自体が非常に何かを限定しているものだったり、イメージとしてせばめているものであれば、やはりその言葉よりももっとふさわしい言葉を考えていたり、生

み出していくということが必要なのかなと思うんです。やはり既存の幼稚園ですとか保育園でも自然と親しむような活動は取り入れている部分もあるでしょうし、さらにそれをもっと発展したりとかすることも僕は必要だと思いますし、逆にいうと、今、私たちがやっている「森のようちえん ぴっぴ」も「森のようちえん」という言葉は使っていますけれども、もっともっと既存のものを取り入れていく部分も必要だと思うので、何か森のようちえんという言葉自体が、何でしょう、今回はこのほうがイメージが共有しやすいだろうということで使っているのかもしれませんが、それが共有しやすいということで限定しているのであれば、別な形、一つはこの信州型自然保育という言葉がそうなのかもしれませんけれども、それをもう少し、では何が信州型で何が自然保育なのかということを議論できればいいかなというふうには思っています。

○上原委員長

今、話に上がっている既存の幼稚園、今、動いている既存の幼稚園、保育園からのものを取り入れつつと、そういうものを言ってもらったんだけど、逆は。俺たちのこれを、どうぞやってみてよというのはありませんか。どっちからでも、いいものは取り入れて・・・

○本城委員

それはあります。それはいろいろというか・・・

○上原委員長

そこが肝心ですよ。

○本城委員

そうですね。例えば僕の子どもの一人は去年まで、昨年度まで町の公立の保育園に4年間通っていましたがけれども、雪が降るとあまり外で遊ばないわけです。安全上のことですか、スタッフの体制上のことだとは思いますが。それは非常に理解できる。いろいろな条件の中で工夫されて保育をしているわけですけども。

ただ、せっかく雪なのに、お父ちゃんは外でたっぷり今日は遊んできたよ、でも自分の我が子はいろいろな状況の中で遊ばないという状況は、この信州、長野で自然豊かなところにある雪という、せっかくすばらしい資源がある中で、子どもの育ちを考えるともったいないのかなど。例えば自分の子どもの通っている保育園と自分がやっている森のようちえんという実践の間には、そこら辺がギャップとしてあるなというふうには感じています。

○高松委員

すみません、今日の話し合いがどういうふうに進められるか、ちょっとわからないのですが・・・

○上原委員長

今はイメージを広げていきましょう。それでだんだん仕組みとしてどうしようと絞っていきます。

○高松委員

先日お送りいただきました「幼児にとっての森林」という、何かちょっとよくわからないのですが、それを目を通していただいたのですが、6ページのところに、いわゆる現代の幼児教育、保育は大人が幼児に学習を強要させるような詰め込み型で子どもの主体性が育たない。画一的で子どもの個性を育てていない。体験活動が欠如しているといった批判があるが、森のようちえんは云々というような記載があります。至るところに、この対比して考える考え方があって、それは私は初めにやるべき

ではないと思っています。

理念追求と、あと方法の問題だろうと思うので、今、おっしゃったような保育園は、それは全国の中に幾つかはあると思いますが、雪が降ったら子どもたちは出て行きたいというのは当然のことで、教員もそれは承知しているわけですから。そういうある特定のものを取り上げながら比較することは、何ら私は、今回のこのあれにつながるような気がして、対比して考える考え方はちょっと置いておいて始めたらどうなのかと思うのですが。

今日の話合いがどういうふうに進められるかちょっとわからないのですが、その対比はちょっと危険かなという気がします。

○上原委員長

ありがとうございます。どうぞ。

○木戸副委員長

先ほど飯沼先生からご質問にありました、なぜ森なのか、なぜ森のようちえんなのかといったことを、私は質問を聞いた後、即答できずに、皆様のご意見を聞きながら考えておりました。

今、既存の私立幼稚園、公立保育園など対立するというふうな捉え方、もしくはもう既にやっているところもいっぱいあるというところ、いろいろな実践、そして保育理念があると思うんですけども、幾つか、私の見てきた観点の中でお話しさせてください。

まず一つは、これは幼稚園、幼児教育とか保育にかかわる方々でしたらもうすごく身にしみて感じていらっしゃると思うのですけれども、幼児期の子どもの学びというのは、遊びを中心に環境を通して子どもというのを育てていこう、育ち合っていこうというふうなものだと思うのですけれども、いろいろ時代の要請ですとか、例えばOECDが発表したPISAの結果が出て、日本は成績が悪いから小学校でもちゃんとやらなければいけないとか、その幼稚園の小学校化というのがすごく問題視されておりました。

その関係で、就学前の子どもが子どもとして過ごせる時間というのがどんどん短くなってきているのではないかというような危機感から、例えば森のようちえんというやり方で子どもを、子どものための子ども期というのを保障しよう、それから、短期的な、例えば小学校に入ったときにこういうことができるようにというのはもちろん大切なのですけれども、その視点だけではなくて、子どもの人間の人生、長い長期的なスパンで見たときに、子どものときの体験というのがすごく根本的なものになるので、そういった中、長いスパンで見たときに、どういうふうな保育というのが大切になってくるかということで森のようちえんというのが出てきたのですけれども。こちら別に森のようちえんでなければできないというわけでも全くなくて、遊びというのが保育の本質であるということで、私立幼稚園、公立幼稚園、それから保育所であったり、認可外の保育所であったりしましても、子どもの本性というものをしっかり見ながら実践されている先生というのはたくさんいらっしゃるのです、そういった先生方を応援するような形で森のようちえんというのを一つ、提案できたらというふうに思っております。

それから子どもの体験の機会が減っていて、体や心が発達する多様な場や機会が求められるというのがいろいろ出てきたと思うのですが、それとあわせて、資料のほうにもありましたが、例えば子どもだったり親だったりという地域の人々、いろいろな人の居場所、コミュニティになるということで、森のようちえんは一つの可能性を持っているのではないのかなということ、広がっているというのもつけ加えさせていただけたらと思います。

○山口委員

ちょっと質問なのですけれども、今のお話ですと、コミュニティとしての可能性を持っているとい

うことですが。ドイツのあたりでは、親御さんも一緒にその子どもと体験するというようなことは行われているのでしょうか。

○木戸副委員長

そうですね。やっぱり活動は活動ですので、すごく心配されるお母さんたちも多いので、実際に、では見に来てくださいということで、子どもがちょっと転んでも大丈夫なのだなとか、実際に人手も必要になってきますし、そういうことで、かなりお母さんたちが保育の中に入ってきています。

逆を言えば、お父さん、お母さん方の手を借りなければ運営できないといった面も反対にはありません。

○山口委員

というか、今、管理者の方々が多いですけれども、すみません、日本ではそういう親御さんが入ってくるようなことというのはどうですか、たくさんあるのですか。

○依田委員

その団体によって考え方で違うのですけれども、私のところは親参加型というか、参加しなくてはいけないという意味ではなくて、特別な参観日は設けずに、その親が参加したいときに参加してくださいというふうに聞いています。それは、さっき木戸さんが、幼児期は遊びを中心にとしたことだったんですけれども、今、もちろんそれはとても大事なことですし必要なことなのですけれども、それと同時に、やっぱり体験不足ということも言われているのですが、大人がその自然とつながった、人間がその自然の一部で自然の恵みをいただいて生かされているということ、その中で大人がどういう生活を営むかということをやっぱり子どもたちが触れる機会というのが、成長段階では必要になってくると思います。

私のところでは、大人が拠点のところにはき火スペースがあったり、畑があったりとか、または、時には田んぼの活動をすることで、大人は、田んぼの場合だったら田の草をとる中で、子どもたちも始めは草をとるのですけれども、そのうちに、水棲生物のほうにやっぱり興味がいって、そんな活動になっていくという、そしてお昼にはみんなでお弁当を食べて、保護者同士は話をしたり、また子どもは沢蟹を見つけたりというような、そんな日常生活があります。

○上原委員長

ありがとうございます。関連ですね。関連ですね。

○本城委員

そうですね。僕たち「森のようちえん ぴっぴ」では、保護者の方が保育にかかわることはないです。参加というような形で、保育参加という形で、いわゆる参観日的なものとか、参加型保育という形で見学とかということはありませんけれども、保育については保育者が責任を持って行うということに基づいていますし、運営についても保育者が行って、その運営に保護者がかかわることはありません。そこは明確に線引きしています。

先ほどの既存のものとの対比ということについて少し補足というか、もし僕の発言で誤解を受けているようであれば、それは言葉足らずだったなというふうに思いますけれども。

僕自身は、例えば幼児期から、例えばタブレットPCだとか、そういったものを使うような幼児教育のあり方も一つ意味があることだと思っていますし、例えば鹿児島県の通山保育園から始まった横峯メソッドというような形も一つのやり方としては有意義ではないかというふうに思っています。なので、何かを否定するだとか、そういった形と対比して森のようちえんがそれよりも優位であるとか、

そういったことは全く考えていません。

ただ、なぜこれが信州というか、長野で信州型自然保育というような形で、もっと力を入れていくべきかと思っている点について言うと、やはり、そもそもこの事業自体が少子化対策というところから始まっているわけです。やはりこの長野の、長寿であるという県の魅力とともに、もっと子育てがしやすいと、その子育てがしやすいということの一つに、長野の自然をしっかりと生かした形で、いろいろな場所で多様な地域で自然保育が行われているというのは、移住者を増やしたりだとか、もっとたくさんの人たちが子どもを育てたいだとか、子どもを生みたいというふうに思うということがそもそもこの事業のベースにあると思いますので、長野でわざわざ〇〇型保育だとか、〇〇式幼児教育を行う必要があるのかどうかというところは疑問ですけれども、自然保育というのを長野で行う意義というのは非常に強いものではないかというふうには思っています。

○上原委員長

ありがとうございました。そろそろ事業の概要、今、現段階で考えているそのお話に生かしてもらおうかなと思います。

いろいろ議論をありがとうございました。イメージを広げてほしいと言ったのは、先ほど木戸さんの話の中だと、農業をやりながらとか、お家を畑のそばにつくっているとか、あれ多分、我々のイメージとすれば、クラインガルデンですね。

○木戸副委員長

そうですね。

○上原委員長

クラインガルデンの脇で子どもの保育をするという、そういう形なのかな。だから、そんなのを森のようちえんと言え言えますと、それくらいにまで広げてほしいなという、そういう思いです。

それから、そういうふうに広げていくなら、木戸さんの資料の中にも関係機関というのがありましたけれども、土木から、保険から、衛生からといけば、農業委員会から何かも、そっちまで、制度として成り立たせていくためにはそういう目配りも必要になってくるかなというふうに、そんな思いでいろいろ何でもひっくるめておいていただきたい、現段階で、そんなことでイメージを広くというお願いをいたしました。

要するに、教育保育と同時に、それがいかに社会とコミットできるか、あるいは社会に必要な制度になり得るのか。例えば、今、本城さんが言ってくくださったのなら、子育てから何からといったようなことですね、少子化、そういったこともしっかりとみ込むんですよという、そういう意味合いは必要かなと思います。

僕なんかが思うのは、現時点として自由な部分を大事にしておきたいと思います。というのは、自由なというのは既存の概念に縛られない保育というのをちょっと考えてみたいと、そういう意味合いです。内容として見ても、体験なら体験、知育ばかりでなく、そっちのほうも踏まえながらとか、場所も、家庭でもいいです、森でもいいです、川、海でもいいですよという、そういった自由。それから時間だろうな、何時から何時まで保育をしますかという、お父さん、お母さんにしたら朝早くから預かってほしいという、そういうお家もあるでしょうし、遅くお願いしたいという、遅くまでお願いしたいというところもありますし、今度はかかわれる人とするなら昼間の部分、お願いできる方もいます。それから朝早く、かつ1時間ならお手伝いできます、受け入れなら私ができますと、参加できますという地域の方もおられる。あるいはお父さん、お母さんもおられるかもしれない。いや、うちは遅いほうが助かるのだと、手も出せませんと、お帰りをお手伝いしますという、そういうお父さんがいてくださってもいいかなと思います。

そんなような形で、保育のスタイルも、それから地域の生活、お父さん、お母さん、家庭の生活も踏まえた、いうならライフスタイルも一つの提案ぐらいなら、広いところでこの幼稚園、あるいは子どもとのかかわりというのを捉えたいなという、そういう気持ちでもあります。いたずらに表現、話にするつもりはありませんけれども。

そういうところで、今、現時点ではどんなふうに事業の概要、事業としてはこんなふうに捉えていますというのをお聞かせいただきたいと思いますけれども、お願いします。

(3) 事業概要について

○事務局

ありがとうございました。それでは委員の皆様は資料では、資料2の検討・普及事業の概要の資料をちょっとごらんいただきながら、ポイントをこちらのほうからご説明したいと思います。

今、ご議論いただきましたように、そもそも、冒頭の部長のあいさつにもございましたが、県としては、長野県の全ての幼児期の子どもたちの育ちを豊かにしたいというのがそもそももちろん目標でございます。従来の保育園や幼稚園に通っている子どもたちも含めまして、全ての子どもたちの育ちを大事にしたいということが大前提です。

その中で、ちょっと資料が飛んでしましますが、資料11に、次世代サポート課が2年前に子どもたちの意識調査をした中から幾つか、グラフの資料を引用してございます。その自己肯定感が1ページ目、あと2ページ目は社会教育とか社会参加というもので参考資料をつけさせていただいています。

この幼児期の子どもたちの育ちを考える前に、次世代サポート課は課ができた当初から若者たちの支援、特にニートやひきこもりの若者たちの支援にずっと取り組んできているのですが、そういった若者たちに共通して見られる特徴として、やはり自尊心や自己肯定感が極めて低いという、逆にいうと、自己否定的な非常に状態にあるということが、大きな課題として見えてきました。

もちろん、そこに至るまでには学校教育も経ているわけですから、学校教育のいろいろな課題等もあるのですが、やはりその子どもが育つ過程の中で一番最初のステージである幼児期における子どもたちがどういうふうにその自尊心や自己肯定感を育むのかという、その根っこの部分を非常にこれから大事に考えていく必要があるのではないかなというように、この事業を組み立てる一つの背景として、そういった思いもございます。

その中で、先ほど申し上げましたように、全てのやはり長野県の子どもたちの育ちを考える中で、今の議論でもありましたが、外か中かとか、自然かそうでないかという、その二項対立的な話ではもちろんなくて、それぞれのいい面をどう融合させるかというようなことを大事に考える中で、もう一つのこの事業の背景として、やはり長野県の自然環境というもの、そしてもう一つは、既に全国で一番数の多い自然保育団体、「森のようちえん」と言われている団体の実践が、全国で一番数多く長野県で行われているというような一つの実情を両面から考える中で、一つの、先ほど委員の中のご議論でもありましたが、アプローチのその子育てとか、子どもの育ちに対する、あまたあるいろいろなアプローチがある中で、今まで十分に評価がされてきていなかったにせよ、その自然保育とか森のようちえんというものに今回は焦点を当てて、その一つの新しいアプローチの仕方に対して、県としてしっかり、それを客観的に評価できるような、まずそういった仕組みづくりをしたいというようなことを考えたところです。

この資料2に戻りますが、資料2の2ページ目に、事業の概要図をまとめさせていただいています。その上のほうに、その雲型の中にいろいろな期待される効果ということでまとめました。

今、ご議論でも出ましたが、例えば保護者の子育てのストレスが軽減されることによって、子どもの数も増えるのではないかな、少子化対策の少子化の改善にもつながるのではないかなとか、あとはやはり近年、特に都市部において、できるだけ自然の中で子どもを育てたいというニーズに対して、応え

られる環境を提供できるという意味で長野県に、長野県の自然環境の中で子育てをしたいという方々の移住交流等を促進する一つのきっかけになるのではないかと、というようないろいろな幾つかの、やはりこの自然保育、森のようちえんと言われる子育てのアプローチにおいて可能性があるのではないかと、これは仮説といえれば仮説になりますが、そういった一つの可能性を感じる中で、この事業を進めていければというふうに考えているところです。

それを、ではどういうふうに行行政として示していけるのかということを考えてときに、その柱を二つ考えまして、一つが、名称はともかくとしても、そういった自然保育、森のようちえんの実態をしっかり客観的に評価することによって、県として独自にそういった実践を認定するという認定制度をつくるということがまず1つ目の柱です。

もう一つは、先ほど来申し上げていますように、やはり全ての子どもたちにとってやっぱりメリットがある事業でない、やはり県がやる上ではいけませんので、そういった意味で、先ほどの議論の中でも、この信州においてもなかなか外に出る機会が以前に比べれば減っているのではないかと、なかなかいろいろ、安全管理の面からそういった屋外での活動というものがどうしても制約を受ける傾向にあるのではないかと、このようなことに対して、できるだけ、今、実際に自然保育、森のようちえんの活動をされている方々の実践からエッセンスを抽出して、従来の保育園とか幼稚園でも活用できるような形のプログラム化、そういったものができれば、改めてそういった保育園や幼稚園の方々にも県としてぜひ、もともとのその保育や幼児教育の方針をもちろん尊重しつつですけども、より多様で豊かな実践につながる上でのそういったプログラムの活用ということもぜひしていただけるような、そういった取り組みもできたらというふうに考えたところです。

その二つの事業の柱に基づきまして、これをこの検討委員会で、認定制度においてはその基準づくりをぜひ、細かい部分も含めて基準づくりを進めていただきたいと。冒頭、こちらのごあいさつにもありました、課長のあいさつにもありましたように、今、実際にやっっている自然保育、森のようちえんの方々の活動を追認するというよりは、従来の、もちろん国の制度の中にある保育指針であるとか幼児教育、幼稚園の教育の目標であるとか、そういったことももちろん配慮、鑑みながらしっかり社会的な認知とか信頼性を得られるだけのクオリティの高い基準をしっかりとつって、ドイツなんかでは、そのオルタナティブなあり方というお話もありましたけれども、日本の制度も、今、従来の保育園、幼稚園、さらに認定子ども園と、いろいろ多様化する中で、こういった自然環境を活用した一つの子育てのあり方も、しっかり安全基準であるとか、教育の中身、あとはそのスタッフの要件等も含めて、高い質で実施がされるように、行政としてはそういった一つの環境整備を進めていく必要があるのではないかと、このように考えているところです。

いろいろこの事業の狙い等は、資料で言いますと3の2ページ目のところに、この当事業の主な狙いを以下にまとめますということで幾つかまとめさせていただきました。今、申し上げましたようなことが幾つかまとめられています。

いろいろ、もちろん制度をつくる上では、行政が認定する以上、その行政としての責任も当然伴いますので、そういったことも含めて、課題等もいろいろ検討しなくてはいけません、繰り返しになりますが、一番はやっぱりその子どもたちのためにその必要な環境整備、子どもたちにとって、子どもたちの成長がより豊かに、一人一人の能力であったり、個性であったり、そういったものが大切に育まれるような、そういった一つの子育てのアプローチとしての自然保育というものをモデルとして全国で初、行政としては初の取り組みになりますけれども、行政としてしっかりと正面から評価をし、また課題等は解決に向けて一緒に取り組んでいくというような、そういった環境整備ができればいいかというふうに考えているところです。

委員会のスケジュールについても、ざっとご説明しますと、資料3の最後の4ページのところに委員会の年間計画ということで、第1回目から第7回目までの流れをまとめさせていただきます。

この検討委員会は7回の委員会を予定しておりまして、プラス、予定としては5月に、実際に委員

の皆様は県内の15、もしくは16になるとと思いますが、その団体の現地視察、ヒアリング等を一緒に行っていたということも計画しております。そういったことも含めて、10月までに、まずはこの認定制度についておまとめいただきまして、県のほうで認定制度を策定する予定です。

すぐに、認定制度ができましたら県内の自然保育を、森のようちえん等のその団体の皆様の中から、公募という形になりますが、希望される団体に応募いただきまして、県として審査をした上で基準に、皆様に検討していただいてまとめていただいた基準に従って、県として審査をし、認定をするというような流れを考えております。

ここで、もちろん自然保育、森のようちえんだけに限定する制度ではありませんので、もちろんしっかりした基準に基づいたものにしたいと思っていますので、例えば従来の保育園や幼稚園、もう既にちゃんと制度の中で法人格等を持っていらっしゃる団体、保育園や幼稚園のほうからも公募に手を挙げられる団体があれば、それはもちろん同じように審査をし、長野県のその認定制度の中で、一つ、認定を出すというようなことも排除するものでももちろんありませんので、そういったことも含めて基準の策定、検討を進めていただければというふうに考えています。

制度に続きまして、もう一つの柱であります自然保育プログラムの普遍化につきましても、できれば年内にはそのプログラムをまとめていただきまして、県のほうでプログラムのマニュアル的なものになるかと思いますが、そういったものを年明けに向けてまとめるというような作業工程になるかと思いますが、最終的に年度末にこの事業の報告書とあわせましてこの制度と、あとそのプログラムの普遍化したものを一緒にして、PR用のリーフレット等の作成も計画をしています。

なぜこういうリーフレットを作成するかと言えば、先ほど申し上げましたように、この信州発の、信州から全国に向けて一つのモデルとして発信をしていくということも積極的に取り組んでいきたいと、県内外に向けてということになります。県内の市町村のご理解もいただきつつ、県外に向けても、信州の一つの特色ある子育てや幼児教育の環境ということでぜひアピールをしていきたいというふうに思っているところでございます。

当然のことながら、従来からの保育園、長野県においては長野県保育園連盟というのが大きな団体としてございます。もう一つ、幼稚園に関しては私立幼稚園協会というものがございます。その二つの団体とも、直接県としては、事務局のほうでは、もう既にこの事業のご説明もさせていただきまして、いろいろご意見等をいただいているところです。やはり今日の議論にもありましたように、そもそも森のようちえんとは一体何なのかとか、この事業の狙いは何なのかというあたりは、なかなか一回のご説明では十分にお伝えできるところが少なかつたわけですが、今後も継続的にこの会議の進捗等もその二つの団体のほうにはご報告しながら、また委員の皆さん方にもお諮りしながら、場合によっては保育園連盟、または幼稚園協会の方々のご意見もこういった委員会の場でいただけるような、そういったような機会等もぜひご検討いただければというふうに思っているところでございますので、そんなことも含めまして、ぜひ、できるだけ幅広い視点から客観的に、この長野県における自然保育や自然を活用した幼児教育についてぜひご議論いただきまして、本当に全国のモデルになるような、そういった認定制度、またそしてプログラム化というものが実現できればというふうに願っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事業に関しましては、ざっとですが、そんなところです。

○上原委員長

ありがとうございます。事業の概要について、柱になる部分と、それから柱の実現に向けてのステップ、それから実現後の、言うなら展開ですよ、プログラム化、そこまでお話しいただきましたが、今、この時点で何かお尋ねになりたいことはありますか。

ではどうするかというので、認定基準となっているのかご説明いただこうと思いますけれども、それに先立って、この段階で何かちょっとわかりづらかったことなどございますか。

○高松委員

すっきりしないのでお伺いしたいのですが。そうすると、今度やろうとしていることは、無認可ではあるのだけれども、一つの学校種として一つ、もう一つ増やしていくということなんでしょうか。そうすると、幼稚園と保育園だけでも説明しにくいとおっしゃっているのですけれども、もう一つ、森のようちえんという学校種も加わるというふうに理解をすればよろしいんでしょうか。

○上原委員長

高松先生の言葉を入り交えながら述べておられておりますけれども、ちょっと見解をまずは。

○事務局

その一番、すみません、基本的なところですけれども。これはあくまでも長野県独自の認定制度ということになります。もちろん既存の保育園の制度であるとか、学校教育法に基づく幼稚園の制度が、この認定制度によって何かしら影響を受けるということではもちろんございません。例えばゆくゆく、国がまたその制度改正をすればまたそれは別の話ですが、現行においてはこの制度に、長野県独自の認定制度ができたからといって、従来の制度が何かそれによって影響を受けるということではありません。

ということは、もちろん保育園、制度内の認可を受けている保育園はもちろんそのままですし、幼稚園はそのままです。今回、この制度によって、要するに制度の枠組み自体は変わるわけではないのですが、その自然保育団体にとっては、今まで制度の中では認可外保育施設という中でずっと運営をされてきているということに対して、初めて長野県という都道府県、自治体ではありますが、地方自治体ではありますが、そこが公に認定を出すということによって、社会的な一つの認知を得るといったような効果は出てくると思います。ですが、それによって認可保育園になれるとか、認可の幼稚園になれるとかということではもちろんないですし、自動的にそれによって何か認定子ども園のような、認定子ども園は県が認可するという仕組みになっていますが、それと同等に何か制度の中に入れるということにはなりません。ですので、そこはもう全く別に考えていただいたほうがいいとは思いますが。

ただ、その効果として、繰り返しになりますが、その社会的認知が得られると、あとは信頼性が得られるということによって、さまざまな社会的な支援を受けやすくなるというような期待は持っています。その一つに、今の制度の中においても、認可外保育施設に対して市町村が認めることによって助成金が得られる、助成金が出る、そういった助成制度がございますが、既に認可外、今、長野県の自然保育団体の中でも3団体はこの25年度はそういった助成金が出ているというふうには聞いておりますが。

なかなか市町村が自然保育や、こういう森のようちえんの活動を評価しづらいと、今までやっぱり市町村として何か基準をつくっているわけではないということもあり、その評価しづらいという中で、なかなかやっぱり認めにくいという現状の中で、結果として、そういう助成金等も得にくいというようなことがあったというふうには聞いています。

それに対して、今回、県が認定をするということによって、直接的に市町村が、では県が出せば自動的に認めるということにはならないかもしれませんが、県が認定をすることを受けて、市町村としてもこういった自然保育や森のようちえん等の実践に対して前向きに評価をしていただけるのではないかと期待は持つところです。それによって、結果としてそういった助成金が出られる可能性が広がるのではないかとというようなことは、ひとつ、考えてはいるところです。

ちょっと回りくどい説明になってしまったんですが、この認定制度によって何か制度内にすぐ何か入れるとかというようなことでは、そもそもございません。

○上原委員長

そんな状態ですね。認定、あるいは認定のための基準等々が整備していくということになりますから、場合によったらそれに従っていただく、あるいは、それは整えていただく、整理していただく、基準に達していたら、そういうことは出てくることになります。

○本城委員

公立ないしは私立の認可園がこの認定制度を受けることは可能というような理解でよろしいですか、そういったものはそれとも別でしょうか。

○事務局

今の現時点の考え方では、それは可能なものにということで考えています。

ですので、もう既にその認可を受けている保育園とか幼稚園は、その制度上、この認定を受けることによって、特段、何かそのメリットがあるかどうかということ、もしかしたらメリットはさほどないのかもしれませんが、ただ今の社会情勢の中で、そういう自然環境を活用していますということの一つのアピールにはなるのではないかとすることは考えてはいます。

○本城委員

長野県にある、例えば幼児教育をやっている保育だったりとか、それは認可であろうが、認可外であろうが、何らかの形で実践している団体であれば、この制度の適用を受けられるというふうな理解で間違いありませんね。

○事務局

要するに基準に沿ってですね、はい、そういうことですね。

○上原委員長

適用というか認定ですね、同じ意味だと思っけれども、そういうことになります。

まあまあ、ゆくゆくだろうけれども、例えば既存の幼稚園、保育園でも、信州型自然保育認定園という看板をもらえるかもしれない、表彰をもらえるかもしれない、それはこれからの話ですけども。そういう説明は加えてもらってもいいわけですよ、園のパンフレットとか何とか。

○事務局

もちろんそういうことです。

○上原委員長

その段階になればね。

○事務局

要するに今回の県がつくる認定制度を、あえてというのもちよつとあれですが、既存の保育園、幼稚園さんがその認定を受けるということはもちろん、それが可能な形にしたいと思います。それを排除するということはそもそも行政としてはよくないと思いますので。

○上原委員長

可能であり、表明していただいて結構ということになるはずですよ。

○高松委員

逆の立場から、逆というか、森のようちえん、これからつくろうとしている何らかの基準なんです。私どもももう既に認可施設であるわけですが、その設置基準、厳しい設置基準があつて、幼稚園のほうは教育要領を遵守し、保育所のほうは保育所指針にいかに沿わせていくかということの中で、ものすごく日常的に努力をしているわけなのですが。

そういったものが、では森のようちえんだったら、どこまで教育要領の部分の、あるいは保育所指針の中のどこまでを最低として守っていかなければいけないのかということをごきちんとしておかないと、公がそれを認定するというごごの意味合いというの、今と全く次元が違つて話になっていくと私は思つてごごです。

日本国民の健全な成長を願つて、国としては、幼児期はこのように過ごさせたいというごごの国の基準として出ているわけごご。その中で、私ども日常的に最大限いろいろな、保育内容の工夫をしているわけごご。そうだとすると、同じ認められた施設の中で、最低どこまでという、要領の中のどこまでをきちんとしてそれを入るべきかというごごなごごで、やっぱり精神性だけではなくて、もう少し実態に沿つた基準をしっかりとつくつていかないといけないのではないかと思つてごごいます。

○上原委員長

そごごらのごごで、皆さんで集めていかないと、押さえておかないとはいけないごごところごごですね。

○高松委員

もう一つ、ごごめんなさい、発言ばかりごご。もう一つごご言わせてごごいただくと、資料2の1ページのところにあります、その下のところにあります「従来のごご保育園や幼稚園への自然体験型プログラムの導入促進」というごごなごごことがごご書かれてごごありまして、これは、今、認可されてごごいる園に、もっと自然体験プログラムをもっとごご組ませてごごいきたいという、ここに私は重点をむしごごろ置つてごごいただきたいと思つてごごいるごごところごごです。

例えば南信ですごご、高遠自然の森でしたごごか、自然の家、高遠少年自然の家というのがあるごご。最近、この幼児教育のプログラムを発信してごごくださるごごです。丸ごとごごこちへおいでなさい、目で見たりするものがあるごご。あれは上伊那のほうにありまして、プログラムみたいごごな、例えば飯田市からそこを見ようごごとしようごごすると、そのプログラムの中に重ならないごご、時間がずれてごご。ああいうものごごももっと各地にありごご、そういうごごところごごを、教師と子どもがごご一緒になってごごいって自然に体験するごごような、そういう施設がごごもっとたくさんあるごごことによつて、既存の幼稚園・保育園の子どもたちのこの自然体験プログラムをもっと有効に使えるごごと思つてごごいます。

同じ県の仕事だとごごしたら、いわゆる既存のごごところにもう少し自然体験を上手に組み込んでごごもらえるごごような、もう一つ、手だてをどうごごいうふうにしてごごいくのかというごごこととあわせてごごぜひごご検討いただければごごよろしいと思つてごごいます。

園児を連れて外に出るとごごいうごごことは、もう本当に安全管理からして人が要る、経験者が要る、指導者が要るごごいうごごなごごことの中で、なかなか思いごごもはせないごごことがあるごごわけごごですごご。そちらのほう、ここに二つごご書いてあるごごように、内容を両方ごごぜひ、バランスとごごつて施策を進めてごごいただきたいと思つてごごいます。

○上原委員長

高遠、国立ごごですね、あつちごごは。あつちごごは国立だけごごけれども、でも自由に使えますごごし、県も阿南から望月から、あるいは、指定管理ごごですごごけれども、維持してごごいるものごごがありますごごから。

○高松委員

県の施設をもっと細かにそういうものを、今のその理念を伺うと、建物の何が必要であるとかということがないとすれば、もっと気楽にそういうようなものが設けられると思うんですが。そうだとすると、幼稚園の現場、保育所の現場としては非常に、今のままで長野県の掲げておられる理念に即したことだというふうにできていくのではないかというようなことを、ぜひ両方の面から取り組んでいただきたいと思います。

○上原委員長

ありがとうございます。県からありますか。

○事務局

今、ご指摘いただいたように、ぜひ、庁内も教育委員会を含めて横の連携もしっかりとりながらよりよいものにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○飯沼委員

今の事業の話と付随してちょっとお聞きしたいんですけれども。先ほどドイツの話、ちょっと出たのですが、ドイツって、いわゆる就学前児童のこういった、何というんですか、保育園も、それから幼稚園もひっくるめてなんですが、こういうところに預けるというか、そこに通う人というのは割合はどのくらいなのでしょう。

ちなみに安曇野市だと、1歳から6歳ですから年に750人ぐらいですので、約4万人ぐらいですか、4万人のうち保育園に23,000人くらい・・・ごめんなさい、2,300人が保育園に来て、100数十人が幼稚園に行って、あと違うところに行ったり、無認可に行ったりしますけれども、全部で2,600人ぐらいですね。そうすると、4、5歳児はほとんど行っているのですけれども、それ以前で多分3歳児だと60%ぐらいですか、それと、あと未満児だともうガクンと少ないのですけれども。ドイツというのはどのくらい行っているのでしょうか。

○木戸副委員長

今、正確な資料が手元にないので細かなことは、あとからまた報告させていただこうと思うんですけれども。

ドイツ全体ですと、例えば3歳児の子どもの89%が何らかの施設に通っております。4歳児になると96%になります。未満児、2歳児、それから、それよりもっと小さい子どもに関しても、最近とても需要が増えておまして、未満児向けの施設、それから未満児向けの保育者の養成というものも、緊急の課題として、今、進められています。

ただ、これは州ごとによって大きく差が出てきますので一概に何とも言えないのですけれども、東ドイツの旧社会主義だった地域などは、もうほぼ、戦後もうすぐのところからほとんど8割、9割の子どものが幼稚園、もしくは保育園に通っておりまして、西側、旧西ドイツ側ですと、3歳まではお家というふうな伝統がしばらく続いておりました。

○飯沼委員

すみません、ありがとうございます。何でこんなことを聞いたかという、基本的に野外保育でも何でもいいのですけれども、量的に、やっぱりこれから拡大が必要だろうというふうに思うんです。

それで、私たちも3歳児が全員施設に預けたとしたのなら、とてもじゃないけれども、施設が足りないわけです。これをどうやって希望にかなえるようにするのかといったときには、新たな保育の施設というか、そういった環境をやっぱり整える必要がある。今や、私たちが公立でやっている保育園というのは、やっぱり管理して、きちり安全を守って、けがしないように、どこかへ行かないよう

に、不審者から守るといふ、そういうきっちりした保育をもちろんやっていますけれども、でも、それはそれとしていいんですが、それ以外にさっき言った、自然の中で自分の生きる力を育て望む親御さんも当然いるわけです。

それで、そういうものと管理の保育とマッチングしようと思うと、なかなか量的に、変な話ですけども、詰め込んで保育をしないと間に合わない。やっぱり1クラス30人入れて1人の保育士がきちんと見る。これは相当、管理的にやらないと間に合わない。もう一つ障害児も、発達障害も含めて相当、やっぱり増えているのです。そうすると、やっぱりそういう人たちに保育士さんをつけなければいけない。そうすると非常に経費もかかりますし、実際、安曇野市があつて、大体12億ぐらいですから、2,000数百人もあつると、1人当たり50万円ぐらい、当然経費はかかっているわけです。そういう経費と実際に就業を保障するというのと、それからこれからの子どもの自立を、小学校から自立というか、生きるための知識を学び始めますから、そこまでにどう連携させるかというところでそれぞれ自治体も迷っているというか悩んでいる部分、費用対効果というふうに言ってもいいと思いますが。

ですから、そこら辺を考えると、この自然保育というものの可能性というのが私は非常にあるのではないかというふうに思っています。新たな事業参加も見込めると思いますが、その認定をする、いわゆる行政がする、県がするというのもすごい可能性を私はあつると、これ思います。一応、これ意見ということ。

○事務局

今、ちょっと最初のお話の中にあつた、いろいろ県内の認可保育所とか私立幼稚園という基礎的なデータは、今日、当日資料としてお配りしているものもまたちょっとごらんいただければと思います。

○上原委員長

ありがとうございます。今、量的拡大、多分拡大になりますね。なつてきますね。ですから、そういう状況にも対応というのがありますし、そうなつてきますと、その量というのは場所を指すのか、時間を指すのか、対象児童数を指すのか、いろいろな量があるのですけれども。場所も時間ももう多分、ならざるを得ない。対象児、基本的に人数等増えてくるようにもうそうならざるを得ないと。これはソビエト時代での保育所保育指針というならば、連続しているものだから、先ほどのドイツのように、保育指針であると同時に幼稚園教育要領、ですから、ゼロ歳児から6歳児まで対象。そうすると、今度、森のようちえんにどこまで盛り込むかは別として、これですと、このときにはもうみんな就学前というか、生まれたときからもう施設に行きますから、保育園に入り、幼稚園に入り、小学校へ入りという、そういう道をたどりますから。ですから、全員行くのですけれども。

朝6時半からもう日課というのがプログラムされます。要するにこれは日本でも言っていることですが、朝のトイレとか、そういうのをしっかりしましょうとか。それから7時にはもう幼稚園に行きますから、7時、8時の間に観察したり、体温を測ったり、それから遊んだりとか、これ2歳から3歳なんですけれども、そんなことがもう盛り込まれた、いうならプログラムができ上がっているんですよ。

ですから、ちょっと内容的にもう視点を変えた整理というのものも出てくるかもしれません。あるいは基準の中にそんなものを盛り込むのかどうかというような、そういうところにも差しかかるかもしれません。言っていたように、認定となりますと、しっかりしたものを決めておかなければいけないですから。

ちょっと、ではどんなふう基準を考えているか、それ、ご説明いただけていいですか。その上で、また議論に戻りたいと思いますけれども。

○事務局

このまま進めてもよろしいですか。

○上原委員長

気になるところですけれども、休みは必要でしょうか。5分、休みましょう、無理してもいけないから、あの時計、50分で始めます。どうぞ。それで4時半に終わりますね。

○事務局

はい、予定では。お願いします。

○上原委員長

どうぞ、お休みです。

(休憩後)

(4) 認定制度の認定基準 素案の検討について

○上原委員長

それでは、ゆっくりお休みがなくていけないんですけれども、もうひと踏ん張りお願いいたします。では、どんなふうに、現時点で認定の基準等を考えていくか、それを説明いただきたいと思います。お願いします。

○事務局

それでは、事務局から認定制度の素案ということで、委員の皆様の資料の中、資料4の部分ですが、簡潔にご説明をしたいと思います。

まず、冒頭申し上げましたように、この素案は、25年度の研究会の準備会のほうで、このたたき台を議論していただきまして、それを整理したものです。ですので、まさにこれをたたき台として、委員の皆様の一つ一つご検討をいただきたいと思います。

それでは、まずこの素案の1ページ目ですが、ここは一応制度ということですので、全体の構成、その制度の定義であるとか、その制度の構成、いわゆる認定の手続きとか、そういった部分に関して、とりあえず項目立てをしたものです。ですので、今日はその認定基準のほうのご説明を中心にしたいと思いますので、この1ページ目に関しましては、また次の素案を作成するまでの間に、各委員の皆様方と事務局でやりとりをさせていただいて、ご意見をいただきたいと思います。

2ページ目を、素案の2ページ目をめくっていただきまして、認定の基準というところをごらんください。大きく5つの分野といいますか、5つのテーマに沿った基準という組み立てになっています。1つは団体の理念や目標に関する基準、これは自然保育、自然とのつながりを持った、そういった保育や幼児教育の理念、それを実践する団体としての理念とか、保育目標、教育目標に関する部分の基準ということになります。

ここの部分の基本理念、信州型自然保育の基本理念と、あとは従来の国が定めている保育指針、いわゆる幼稚園教育要領に関しまして、その目標という部分に関しましては別紙のほう、1枚さらにめくっていただいた1枚の裏表にその別紙資料ということでまとめてございます。

先ほどのご議論でも出ましたが、基本的には、従来の保育園や幼稚園がその目指している目標というものと何ら変わらないというか、同じ方向性をやっぱり、まずはしっかり見定めまして、そこに、目標に到達をするということについては基本的に同じであるというスタンスに立っています。ただ、そ

こに至るまでのアプローチのその手法であったりとか、そのとられる子どもとのかかわり方とか、そういったような部分に、プログラムを含め、そういった部分に関して、独自性なり、やっぱりそういったものをしっかり評価できるものであればいいのかなというようなことも議論の中では昨年度、出ています。ですので、違う目標を目指すとか、何か低いもので妥協するということでは一切ないというようなところはしっかり押さえておきたいというふうに思います。

2番目のテーマは活動に関する基準ということで、これは実際のその活動の中身、プログラム等に関する部分です。実際に、どのようなプログラムを導入するのか。実際にどのくらいの時間行うのか、どのような視点で活動を行うのか、体制も含めてというようなところで、1から9まで基準となる項目を出してございます。

3番目が職員に関する基準、いわゆるスタッフの要件に関する部分です。このあたりは既存の保育園とか幼稚園の設置基準というものをベースにして、それよりも質が落ちないような職員体制というものを配慮している。そういったような内容になっているかと思えます。

小規模、もともと小規模な実践であるということからして、その職員と子どもとの比率というものも、既存の制度の中の基準よりは若干、手厚くという言い方が正しいかどうかあれですが、子どもの人数を少なめに設定をしているというような感じになっているかとは思います。あとはその資格であるとか、そのあたりに関する部分が入っています。

3ページ目にいきまして、運営に関する基準ですけれども、これは基本的には、大体が、NPO法人をとっているところもあります、任意団体であったりとか、法人格がないという団体さんもあるんですが、そういったところも、基本的にはやはり社会的な説明責任をしっかりと果たしていただくということを考えまして、それに伴っての必要な書類の作成、保管であるとか、あとは必要に応じてそれをしっかりと開示していただくというような部分、コンプライアンスの部分も含めまして、しっかりとその情報公開というような基本的な考え方を持っています。

あとは、やはり地域とのつながりであるとか、そういったところでしっかりと地域社会なり、利用者から評価を受ける。そういった仕組みをつくっていただきたいというような観点も入れてございます。

最後の安全管理に関する基準です。これはもう基本的には、どこであろうが、既存の制度内の保育園、幼稚園であろうがなかろうが、子どもたちの基本的な安心・安全を守るという観点では、一番、客観的にわかりやすい基準がつくられる部分かとは思いますが。ただ屋外ということが、基本的に屋外のフィールドを活用するということがやはり中心になるということ想定して、この安全管理に関する基準も、若干、そういった意味では柔軟な部分があれば、より多様なというか、幅広く考えなければいけない部分ということもあろうかというふうに思っています。

先ほどドイツでもダニ、日本でもマダニですとか、そういった被害が報告されていますけれども。それと、やっぱり屋外ならではのそういった危険に対するリスクマネジメントとか、そういったような部分というのは、当然こういった自然保育という基準においては、そういった部分は新たに入ってくる部分かなというふうには思っています。

最後の保険の部分も、ドイツの基準にもありましたが、基本的にはこれはもちろん従来の保育園、幼稚園等も管理されていると思いますが、そういった部分では同じ、同等の基準をしっかりと設置をするというようなことを考えています。

ですので、まずご議論としてはこういった、今、5つの、とりあえずテーマでたたき台をつくりましたが、そもそもこういった分野分け、テーマ設定でいいのかどうかということも含めて、本日はどの部分からでもよろしいかと思しますので、いろいろお気づきになった点をご意見いただきまして、また次回の委員会までにそのあたりをしっかりと整理して、次の素案というものに高めていければというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○上原委員長

どの観点でもいいですし、ここは進めてほしいものもあるでしょうし、それからちょっとしっかり押さえてほしい、考え直してほしいものもございますでしょうし、また、もしこれが認定と、そういう段階になったら、そういう方面に向けた保育士さん、携わられる人という方々、人材としても実はほしいんですけども、それはちょっと行政とするなら、そこまでは大変だとか、あるいは指摘がなければこういうところを押さえていきたいとか、そんな行政の観点も含めてご意見いただけたらとてもありがたいです。

○飯沼委員

すみません、一つ、職員に関する基準というところでお願いしたいんですが。

この認定の基準として、資格を持つ職員が全職員の半数以上所属しているということは、半数以下は資格がなくてもいいということですね。その場合に、以前、それはサポート職員というふうに認識というのか、それとも何か違う、保育を行うに当たって、資格ではないけれども、講習みたいなものやって県が認定をすると、そういう考え方になるのか、この辺はどうでしょうか。

○事務局

このあたりは、このたたき台をつくる上では、今の現状を配慮というか、現状に基づいて考えられたというところが経緯としてはあります。

今、ご指摘いただいたように、資格のない職員が、では半数近くいるといった場合に、先ほどドイツの基準なんかでは、その資格を持っている職員が何時間、必ずかわるようにとか、その他の職員とのやっぱり区別みたいなものがドイツの場合には明確にあるんだなということを私も知ったんですが。

何かしら、この①の基準にプラスして、そういった有資格者と、それ以外の職員との、しっかり区別というか、必ずその有資格者はいなくてはいけないとか、また、今、ご指摘いただいたように、その資格のない職員の位置づけというものもこの基準の中に入れていくということは必要だというふうに、今のご意見で感じましたので、そのあたりはまたぜひご議論いただければと思います。

○上原委員長

例えばお手伝いしてもらってお母さんとかお家の方、資格がないとして、今、何か例えばガイダンスとか説明とか、そんなふうには現状はしているんですか。いきなりといっても無理なものね。

○依田委員

うちの場合は、先ほどお話したように自主保育という形をとっていますので、運営も保護者が入ります。保育のほうは特に、自分は資格がありますし、もう一人資格を持っている人間が入りますけれども、プラスアルファ、そこに親が入ります。

その親も、もちろん初めての親もいれば、もう兄弟関係がいて何年も経験している親もいれば、いろいろです。でも、そのかわり、その日の記録をとったり、反省をしたり、それでも毎日毎日保護者と一緒にやっています。

それから、うちではないんですけども、子どもが増えてくるかもしれないと思われるところ例えば、自然観光系のところから森のようちえんをやっていくという施設、長野には今、あまりないと思いますけれども、その場合、保育士や幼稚園教育免許といったものがない方々がいらっしゃるような気がしますので、そこら辺をどうするかというところはまたちょっとご留意いただければと思いますけれども。

○上原委員長

近県では出てきている、自然観光系のところが経営しながら、運営しながらと、ありがとうございました。

○依田委員

すみません、これを認定するということが公費が投入されるということですね。お金が出るということですか、認定するというだけでなく、それはお金が伴っていくというのですか。それで、ちょっとお聞きしたいのですが。

いわゆる1歳の子どものこういうところに行った場合に、保護者負担はおよそどのくらいかかっているのか、あるいはそこに従事している人たちの給与、手当てみたいなものはどうなっているのか。ボランティアさんがどのくらいいらっしゃるのかとか、そういういわゆる前段階になるようなこと、もしおわかりのことがあったらチラッとでもお知らせいただくとありがたいです。

○事務局

今回、そういった自然保育団体さんの経営状況であるとか保育料であるとかということ、部分的にはこちらのほうでも情報収集はしているんですが、今日の資料にはちょっとお入れしていないんですが、今後、県内のそれぞれの団体さんの実態調査も5月にする中で、しっかりそのあたりはまとめたと思います。

また今日いらっしゃっている、実践されている方々にちょっと今のご質問部分はお答えいただければと思うんですが、その前段の公費の部分ですが、基本的には、この制度によって財政支援が自動的に発生するというものではありませんので、認定制度は認定制度として、お金ではない部分の社会的認知とか信頼性とかという部分を県が担保するというようなことです。

それともう一つ、この認定を出すというその過程においても、今、現状で考えているのは県が、県の職員が認定作業をします。委員の方々につくっていただいた基準に基づいて審査をして認定を出すということを考えていますので、新たに例えば認定委員会とか、審査委員会というものを新たに設置をするということも考えてはいませんので、そういった意味では、そういった部分の経費も発生はしないということ考えています。

○上原委員長

ただ、本年度は調査審査の経過結果はここに報告してもらって、この委員会に報告してもらって、そこで認定ということになるのですね。今年分はね。

○事務局

そうですね、承認をしていただくということです。

もしよろしければ、依田委員なり、小林委員なり、本城委員なりからちょっと言える範囲で。

○依田委員

年収ですか、何を。保育料ですけれども、うち分担金という言い方をしていますけれども、先ほど、ごめんなさい、パンフレットをお配りしたのから見ていただきますと、3歳以上ですと27,000円ですか、月。2歳児はうちはいますけれども、2歳児が28,000円です。入園金が2万円ぐらいと、そんな感じですね。全体で800万円ちょっとぐらいの収入になるかなと思いますけれども。

有給とか給与をもらっている職員は3名、私も含めて3名です。ただ、私以外の人間はもともと保護者だった、資格を持っていますけれども、保護者だった人間ですので、今のところ月給、日給で計算ですか、そういう感じです。私は・・・いいですか。全体が800万円ぐらいですから、それからちょっと考えていただければ、大体出るかなと思いますけれども。

○上原委員長

いやいや、ありがとうございます。

○本城委員

「森のようちえん ぴっぴ」ですと、総事業予算が大体年間1,030万円です。月曜日から金曜日まで5日間来る3歳児、4歳児、5歳児は月額35,000円、8月は保育をしていないので、掛ける11ですから385,000円、これを保護者の方に負担していただいております。

ですが、1,030万円のうち、いわゆる人件費の部分が740万円、これを大体、スタッフ5人で割っているんで、大体、スタッフ1人当たりの人件費が148万円ですね。ここは、ではこの月額35,000円が高いか安いかわかるころは、それぞれのご家庭のご負担感がさまざまですけれども、やはりこれが兄弟が入ってくる場合に、掛け2でそのまま7万円になるということはかなり、どういうご家庭でも負担感は大きくなっていくのかなと思います。

ただ、そういったことも理解していただいた上で入園していただいているというふうなところですね。

○上原委員長

ちなみに、資格を持った人は何人ぐらいいるんですか。

○本城委員

5名の常勤スタッフのうち、幼稚園教諭を持っているのが1名、保育士が4名、うち保育士4名のうちの1名は幼稚園教諭も持っているんで、全有資格者でやっています。

○上原委員長

そうですか。ほかの関連の方。

○依田委員

くじら雲の場合は、年保育料が、年間一人、子ども一人につき36万円、それで定員が20名なので、定員ちょうどであれば、総事業費が720万円というふうになります。そのうち、大体人件費は520万円で、その他の経費が200万円というふうで、大体予算を立てています。

去年は定員がちょっとオーバーしていて、23名、3歳以上、就学前までの子どもたち23名で、スタッフ体制は3名でやっています。

○上原委員長

何かちょっと踏み込むと、どういう人材がほしいですか。もし自分の園というか、それをやるのにどういう人に携わってほしいか。一緒にやる仲間として。

○依田委員

やはり、保育者の人生観が保育観になりますので、その方の感性というものがくじら雲の理念だったとか教育目標に合っている、そういう方に来ていただきたいですし、あと、もちろん体力面で体力がある方にも来ていただきたいですし、若い方だとなかなか難しいんですが、やはり生活経験が豊かな方に来ていただくと、即戦力になります。

○上原委員長

自然のことも知っていてほしいとか、そんな技術もあってほしいとか、そういうことはあるんですか。

○本城委員

保育者ということであると、正直いって、だれでも大丈夫というふうに思っています。そこからのびしろがあるので、一緒に仕事をしていく中で、例えば保育経験がなくてもあっても、自然体験が豊かであっても豊かでなくても、一緒にやりとりしていく中で、どんどん変わっていったりだとか成長していくので、その部分についていうと、やりたいと思って、この条件で、賃金だとか、そういう条件でやれるということであれば、どういった方でも、正直ウェルカムだとは思っています。

ただ、今「森のようちえん ぴっぴ」ということであると、そういった保育者よりも、事業の運営者です。いろいろな数字の計算が出て、今後、法人化ということだとか、いろいろ制度を整えていく中で、やはり事務的なものというのがいろいろ出てくるのを、今、保育者が同時にやっているのでは、やはり保育の質を保つのが難しいと感じるので、もう少し、事業という点を回せるような人というのが、これから、「森のようちえん ぴっぴ」では必要になっていくだろうなということは感じています。

○上原委員長

わかりました。

○山口委員

全くちょっと別のことでよろしいですか、この認定の基準についてですが。

これは最初の認定の基準ということになるわけですがけれども、定期的に、これ何か視察を行って維持されているかどうかというようなことを県として保障していくようなものはございますか。

例えば団体運営について、書類が一定のものが作成、保管されているかどうかということがここにあるんですけれども、それを見に行くようなこととか、提出しなければいけないとかというようなことについてはどうでしょうか。

○事務局

委員の方々の資料の中に、認可外保育施設の指導監督基準というもの、資料10でおつけしてあります。

従来、もう認可外保育施設に対しても、定期的な監査等、県として行っているわけですがけれども。この制度においても、新たなこの認定制度においても、これは制度をどういうふうにつくるかということ、今後の議論にもかかわるんですが、当然のことながら、今後、継続的にこの制度をちゃんと実行していくという点では、定期的にチェックをするための機能であるとか、場合によっては更新制みたいなこととか、何かしらそういった定期的なチェックの仕組みというものはしっかり盛り込んでおかないと、やはり最初の認定を出したときと、やはりいろいろ状況が変わるとかということがあると、やはりその社会的な信頼性という点が徐々に弱くなっていくということに当然なると思いますので、そのあたりは行政としてしっかりチェックをするということに当然なるといふふうに考えてはいます。

○上原委員長

基準によるか基準の運用によるか、ちょっとまだはっきりしないところなんですけれども。例えば報告、開示、あるいは現地調査などの受け入れの義務とか、そんなようなことですよ。ちょっと・・・

○高松委員

監督窓口は私学課になるんでしょうか、こども・家庭課になるんでしょうか。

○事務局

今年度の事業に関しては次世代サポート課とこども・家庭課、この委員会の設置要綱のところに書かせていただいているんですが、この事業に関してはその両課で事務局ということでやっているんですが。この認定制度自体がどこの担当になるかというのは、またちょっと議論が変わってくる可能性はありますので、それはまたこちらのほうでしっかり検討していきたいというふうに思っています。

○内藤委員

ちょっとまた話、ちょっと違うんですけども。認定基準の中の2つ目の活動に関する基準のところなのですが、これ読んでみますと、いわゆる信州型のその自然保育ということの中で考える中に、何かこれ普通っぽくないですかというふうに思って、何かせっかく信州型とつけるのに、自然保育をうたったところが3時間以上行っている、これだけですよね。

先ほど事務局側的な説明では、ここにプログラムという言葉が使われて、そうすると、事業の二大柱の、もう一つの自然保育プログラム普遍化というのは、このあたりと何をするのかなという一瞬思いましたけれども、ここで言うところのプログラムというのは何を指すんですか。今後、私たちがつくっていかうとするプログラムというのはどんなものになるのでしょうか。

○事務局

ちょっと言葉の使い方が適切ではなかったかもしれませんが、基本的に、我々がこの事業の中でプログラムというふうにするのは、どちらかというと、今、ご指摘いただいたように、プログラムを普遍化するというほうではほかの、従来の保育園とか幼稚園でも活用しやすいようなものを提示をすることで、プログラムという言葉は、どちらかというと、そちらのほうの意味合いとして使っていきたいと思います。ここも、当初、いろいろプログラムとかというような文言も中に入れていたんですが、基本的には活動という言葉に一つ、統一をしたという経緯がございます。

今、ご指摘いただいたように、どこがその信州型としての特徴があるのかというのは、まさに今後、ご意見等いただきたい部分ではあるんですが、一つは、今、実際に実践をされている県内の自然保育、森のようちえんの団体の方々の、今後、実際に現地を委員の方々にも見ていただいて、その中からやはり特徴的なものをこの基準の中に盛り込んでいくと。だから、それは具体的に何をどうしてこうしてというような記述になるのか、それとも、若干、理念の部分とかぶるのかもしれませんが、その視点とかポイントとか、そういったようなものをこの活動に関する基準という中に盛り込むのか、そのあたりはちょっとまだ事務局として何か具体的な案があるわけではありません。

ですので、できるだけ今後、現地の実態をしっかり把握をしながら、検討委員会のほうでこの活動に関する部分はより深めていただければというふうに思います。

○内藤委員

ごめんなさい、素案でしたよね。

○上原委員長

もしあったら教えてください。こんなものを入れたらいいんじゃないかというものがあつたら。さっきも農業のほうもいいし、里山もいいかもしれないし、川というのも、南信、天竜川があります。

ほか、全然別のことで結構ですので。これはぜひじっくりと見ていただいて気がついた、もう折々に何か連絡をいただけるとありがたいなと、そういうことでちょっとブラッシュアップしていかないと。

○本城委員

先ほど高松先生が、指針ですとか教育要領も基準としてこの中に盛り込まれていくのかどうかというようなご意見をされていましたが、そういう観点でいうと、この基準を見て、どういうふうに思われるのかなというのを聞いてみたいと思ったんですけれども。

○高松委員

この団体の理念、運営の5番のところに、国が定めた保育指針及び教育要領の目標達成することを理念とするというふうに、文言では置かれておりますが、現実に認可された幼稚園、保育園であっても、本当にこの理念をきちんと捉えて、環境を通して行う教育をきちんとやっているかどうかということすら、こんなところでちょっとばらしてしまうんですけれども、私は非常に難しいことだと思っています。

そういう保育を進めていくこと自体があれで、さっきどこから、横峯式が出たり何なり言葉として出ましたけれども、あれも、では認可された幼稚園かということになると私は大いに疑問だと思っております。

そういう中で、やっぱりこれだけではわからない、もう少し手法、活動の内容が示されてきたりしないと、これを一体どう読んだらいいのかということ、これで終わってしまうと怖いという気はするんですが、私、本当に知らないんです。見せていただきながら、この指導計画があるのだろうかとか、年間の教育課程があるのだろうかとか、そういうことを見せていただきながら意見を申し上げたいと思いますが、ちょっとこれだけでは、考え方としては踏襲というか入れ込もうとしておられるということはわかりました。

○上原委員長

ちょっと今に関連するから、先へ行っていいですか。というのは、5番目ですか、自然保育団体现地見学・ヒアリングの計画検討についてに行きますが。終わりのほうに、どういうところをしっかり見せてもらうか、チェックリストがあります。そこと同じ話が展開できると思いますので、いいですか。

はい、ではそんなふうに次の5番目に進んでください。まず説明をお願いします。

(5) 自然保育団体现地見学・ヒアリングの計画検討について

○事務局

委員の方々の資料の中で、資料5に当たります。自然保育団体现地見学・ヒアリングの進め方というもののポイントをご説明させていただきます。

まず時期なのですが、5月の間にぜひ集中的に実施をさせていただきたいと思っています。本日、ご予定のほうをお伺いしたものをちょっとこちらのほうで整理をしまして、また、今、各受入団体の方々にも、受け入れ可能な日を確認させていただいていますので、そこを調整しまして具体的なスケジュールについては後ほどまたご連絡したいと思います。

基本的な調整の仕方は、その資料の中に、2枚目、3枚目にグループ分けの案ということで書かせていただいています。それぞれのエリアごとにとりあえず、今、グループを5つ分けまして、要するに5つというのは5日間で全部を回るという、ちょっと非常にハードなスケジュールではあるんですが、5つのエリアを委員の方々、その日程の調整のつく方は極力、調整をつけていただいて、一緒に回っていただくということで考えています。

基本的には、先ほどもご意見ありましたように、この見学、ヒアリングの趣旨としては、まずはやはり実態調査をしっかりとするというところで、事前に事務局のほうでも基本的に聞き取れる情報は収集

をして、整理をして、ご提示したいと思います。その上で実際に現地に行ってください、その代表者の方と直接、委員の方、お話しいただきまして、その理念であるとか、やはりその活動の一番ポイントの部分であるとか、あとは安全管理や運営のあり方等について、この基準のたたき台、素案をちょっと意識しつつ、それぞれの委員からご質問等をその場で出していただき、実際にその現場の実態と今後つくろうとしている基準の整合性であるとか方向性であるとか、そういったものを確認をしていただくというようなことをこの目的としていきたいと思います。

このチェックリストのイメージというものを出してあるんですが、これは木戸委員にちょっと事前にお伺いして整理をしたものです。これについても、今、申し上げた趣旨にできるだけ合うような形にもう少しブラッシュアップをして、当日までブラッシュアップをしたいと思いますので、ぜひ、ちょっと今日、お時間の関係で十分ご意見いただけないと思いますが、また事務局のほうから各委員の方々にこのヒアリングのチェックの、チェックリストといいますか、見るべき視点については、ご意見をいただきながらブラッシュアップしていきたいというふうに思っています。基本的には、その実態をできる限り把握をするということ、もう一つは、認定基準の妥当性といいますか、そういったものをより高めていくということの確認をしていただくということを考えています。

なかなかスケジュール的に、5日間の中で全15団体、15を回るということで、1団体当たりちょっと1時間、平均すると1時間というような計算になってしまうんですが、このあたりも、できるだけ十分に見学等をしていただけるように、見学させていただく先の団体とも調整をしていきたいと思えます。

そんなことで、この趣旨と、どういった部分をチェックすべきかというあたり、今日、お時間のある限り、もしご意見があればぜひいただきたいと思います。

○上原委員長

どうぞ。

○本城委員

実態をいろいろと確認するというのは非常に大事だと思いますし、長野県はたくさんの自然保育団体があるので、それをなるべく網羅するというのは意味あることだというふうには思っています。

ただ今回、いろいろ議論する中で、やはり自然保育だとか森のようちえんというものに対するイメージが、やはり委員間の中でもまだまだ固まっていない部分もあったりですとか、これからの認定基準をつくる上で、保育の実態、実践ということを確認する上では、広く浅く実態調査をするよりも、やっぱり一つの団体の朝から終わりまでをじっくり見る。それを、例えばこの5つのグループであれば、5団体見るというふうな形の現地見学とかヒアリングに変えていったほうがいいのではないかとこのように思っています。

どの団体、どの5つを見るかというのは事務局のほうにお任せしますが、何か移動時間も正直いってほしいないですし、やはり、朝から降園までのある1時間を切り取っても、そこの保育だとか幼児教育の実践というのはわからない部分、逆に誤解をしてしまったり、逆に過大評価してしまったりする部分もあるのかなと思いますので、もし、大前提を変更するような形になってしまいますけれども、皆さん、ご理解いただければ、僕はもっと1日1団体で、例えば私たちの場合ですと、14時が降園時間だったり、ほかの園ですと、15時間が降園時間というところもあると思うんですけども。もしこの時間があれば、15時以降とか14時以降を、委員の方とスタッフのいろいろなディスカッション、やはり保育しているときに質問したりとか、それに答えたりというのは子どもにとってもあまりよくないのかなと思うので、やはり降園時間後にいろいろと深くディスカッションするのが、ヒアリングしていただくのがいいのではないかとこのように思っています。

○上原委員長

ありがとうございます。登園、降園、あるいはお迎えの、お家の方ともお話ししながらと、そういう感じですね。ありがとうございます。

○事務局

今、ご指摘の点は非常に、事務局としては悩んだ部分です。まずは県内にある全てをやはり見るといふ大前提はあるんですが、実際に今、いろいろな団体さんにお話を聞く中で、今、まさに言っていたように、いや1時間ぐらいでは何もわからないと、ぜひ子どもたちがいる間、例えば10時から午後2時なり2時半までちゃんと全部を見てくれないと、うちは受けられないというようなところもありました。

ですので、ここは委員の方々のお考えをぜひお聞きしながら実際に、せっかく皆さん回っていただきますので、貴重な時間を使っていただきますので、今のご意見も含めて、どういった見学にすべきか。例えば5つ選んだとして、残りの10団体に関しては、例えば事務局が委員のかわりに例えば回って、必要な情報を集めてくるようにとか、何かしらそういったことも含めてご意見等をいただければ、ぜひまた検討したいというふうに思います。

○上原委員長

いかがでしょうか。現実論もあるから、5月の間にどれだけという。

スタイルは、ちょっと今のも参考にさせてもらいながらちょっと詰めましょうか。ここでどういっても、なかなか難しい・・・

○事務局

もう少し、例えばもう少しご意見をもしいただければ。

○上原委員長

それで基準も含め、チェックというか、見せていただく観点も含め、ちょっと意見をください。

○木戸副委員長

私も本城先生のおっしゃっていること、すごくわかるなというふうに思っています。子どもが朝来てから帰るまでいろいろ変わっていきますし、先生たちも、このところにはこういう対応をしていたけれども、やっぱりあのときにはちょっとまづかったなと思って、ほかのところでもフォローをしていたりとか、そういう流れというのがあると思うんです。なので、1日でもわからないことなんですけれども、ただ、やっぱりいろいろな、先ほども何度も出ているように、森のようちえんと言いましてもいろいろな毛色がありまして、いろいろな先生たちの思い、活動の内容も違うというふうになったときに、限られたところだけを見るというのも、信州の中で選ぶのもすごく難しいというふうに思うので、組み合わせてみたらどうかなというふうに思います。

例えば最初おおまかなものを見るということで1日3園ぐらい回る日を2日間、あと3日間は1園1日、子どもが登園してから降園するまでじっくり見るという形で、最初は広く浅く、その後じっくり深く、そこで見切れなかった園に関しては、事務局の方々に見て報告していただくというのはどうかなというふうに考えました。

○上原委員長

ありがとうございます。小林さんが首をかしげています。そうじゃないですか、いえ、何か思うところがあったら。

○小林委員

どうかな。いや違う、今の件でどうかなではなくて、見る側と見られる側と両方なのでどっちがいかなというわけで、もちろん理解していただくには、1日でも2日でも3日でも来ていただければですけれども。

スーツ姿の大人が10人もいて、それで日常なことがうまく回ればですけれども、どこもみんな少人数なので、そこら辺がうまくいけばなというのと、この会とすれば深くも知らなければいけないけれども、広くもという部分もあるでしょうから、今の組み合わせというのも大事なかなと思いますが。3園とかというのはどこかと考えると、何となく来そうな感じだなと思って、まあお待ちしています。

○上原委員長

ありがとうございます。ちょっとじっくり考えましょう、それ。それで問い合わせしますから、またヒントをいただきたいから、お声をかけますので教えてください。

○事務局

今日いただきました予定、皆様のご予定とあわせて、ちょっとどういう組み方をするのかというのはこちらのほうで幾つかパターンを考えまして、また各委員の方々にご相談をしたいと思います。

スケジュールのこともありますので、早めにご相談できるようにしたいと思います。よろしく願いいたします。

○上原委員長

一生懸命考えたんです。よりいい意見ですね、皆さんの、ありがとうございます。さて大体、では5番目はそれでいいですね。

6 その他

○上原委員長

その他、何かだんだん閉じる方向へ行きますけれども、その他、何かございますか。

○事務局

では事務局のほうから、その他の部分ですけれども、2点、ちょっとお願いがございます。これ今後についてということなんですが。

1つは、冒頭にも申し上げましたように、この分野の検討を進めるに当たって、いろいろな方々のご意見等をやはりお聞きをする必要もあろうかと思えます。特に保育園の、従来の保育園をやっている方々、またその幼稚園をやっている方々、そういった意見を委員会のこの場でお聞きをするというような機会を今後やはり設ける必要が、事務局としてはあるのではないかというふうに考えていますが、そのあたりで何かご意見があれば、今日いただきたいということが1点と。

あと、先ほど高松委員からも出ました、基本的ないろいろなデータに関しまして、今後できるだけ集めていきたいというふうに思いますので、これを議論を進めるに当たって、どんな基礎的なデータが必要か、これは長野県内のデータだけでなく、日本全国の例えばこういった、例えば比較ができるようなデータがないとか、場合によったら国外の、海外のデータについてないとか、またそういったものもその時々、ぜひご意見をいただければ、可能な限り、もちろんその委員の方々にもご協力をいただきながら集めてご提示できるようにしたいというふうに思います。

○上原委員長

何かありますか、こんなことも知らしてもらっておいて、あるいは、この話の場に乗せてもらったほうがありがたいんじゃないか、あるいは必要じゃないかとか、あるいはこんなデータはないのかという。

○事務局

また個別に事務局のほうにお寄せいただいても結構です。

○上原委員長

では、お気づきの時点でどうぞ、即座に。

○飯沼委員

たびたびすみません。先ほどこの野外、野外というか、自然保育の目的の一つとして、少子化対策とかといった問題が多分あるだろうというふうに私は理解しましたけれども。

長野県というか、例えばその自治体とかいろいろな中で、これにやることによる、ではメリットは何かといったときに、子育て世代を呼び込めるというのがあると思うんです。この、いっぱい日本全国、事業をやっているところはあるんですが、そこに呼び込んでいく実態とか、いわゆる移住ですか、転入、そのデータがあるとうれしいと思うんです。

○上原委員長

探してみますよね。ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。海外のデータというのもいいですから、ぜひいろいろなものを。

閉じてよろしいですか、本日のところは。

では、会議事項としては閉じさせていただきます。ご協力ありがとうございました。またよろしくお願ひします。

○事務局

それでは、あとちょっと次回の委員会に関しましてお諮りしたいと思います。すみません、時間がちょっと過ぎてしまっているのですが。

本日、委員の方々からご予約表をいただきました。それでちょっと全員の委員の方がそろそろ日がなかったんですが、比較的そろそろ日としては6月9日の月曜日が一番、数と委員の方々が一番ご参加していただける可能性が高い日が6月9日月曜日です。時間は1時半からということで、基本的にはこの日で調整をさせていただきたいと思います。

出席できないという、バツ印を入れていただいた委員さんに関しましては、もし調整可能であれば調整をお願いしたいと思います。どうしても難しい場合には6月9日で開催させていただくということで、その事前事後のやりとりでいろいろとさせていただければということでお願いできたらというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○上原委員長

調整してご協力いただいたり、こっちから言ったり、また視察の折にちょっと検討会を設けたりとか、ご依頼したりしながらですね。

○事務局

見学のときに、ぜひ毎回、委員の方同士の意見交換の時間はとれるようにしたいというふうに思っ

ております。

それでは、最後に先ほどちょっとあいさつ運動のチラシを配らせていただきましたが、部長より、一言ご説明を。

○山本こども・若者担当部長

それでは、お礼の言葉もあわせて述べさせていただきます。

本当に本日は長時間にわたりまして、予定時間を本当にオーバーしてしまいまして申しわけなかったんですが、熱心なご討議、ありがとうございます。また、木戸委員さんにおかれましては、わかりやすく、日独の比較、森のようちえんについてのご説明いただきまして、大変ありがとうございます。

私ごとではございますが、私は子どもを6年間近く保育園に預けて、そのおかげで仕事を続けてこられたみたいな思いもありまして、おかげさまで娘も人にもまれてたくましく育ち、社会性もつけていただき、なおかつ親も保育園の先生に支えられ、なおかつ親御さんたちに支えられここまで来たという思いもありますので、本当に私自身、豊かな保育、あるいは幼児教育を信州として続けてもらいたいという思う気持ちが大変大きいものですから、本当に委員の皆様の議論はとて興味深く拝聴させていただきます。

そのお礼と、それとお手元にあいさつ運動のビラを配らせてもらったんですが、信州の子どもを元気にしようとか、豊かな地域社会をつくろうと。それにはなかなか大人同士のあいさつというのは難しいものですから、大人が子どもに声かけをすることによって、その子どもに「見守っている」というメッセージ、それと地域のコミュニケーションづくりはまずあいさつからということで、本日、長野市内の小中学校でキックオフイベントということで、7時からサポーターにあいさつ運動をやらせよう式をやらしました。それが長野市だけではなくて、県下各地でいろいろなところで、駅前ですとかいろいろなところでもさせてもらったんですが、1回やったということで終わらせたくないものですから、ぜひ、今日お集まりの皆様、地域に帰られたときに、こういうことであいさつしましょうということを、実際もうやっというらっしゃると思うんですが、また勧めていってもらえたらというふうに思った次第です。

そんなことで、本当に今日はお忙しい中、午後の貴重なお時間を熱心にご討議いただきまして本当にありがとうございます。今後もちよっと過密なスケジュールでいろいろ進めさせてもらうんですけども、またぜひご協力、いろいろなことでまた教えていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。

7 閉 会

○事務局

それでは、以上をもちまして、第1回の検討委員会を閉じさせていただきます。本当にありがとうございました。